

第2期茂原市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年 3月
茂原市

はじめに

本市では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援などの取組を進めていくため、「茂原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、待機児童の解消やワーク・ライフ・バランスの実現等が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本市では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画の基本理念は、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承して「未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら」といたしました。

子どもは社会の希望であり、未来の力でもあります。子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの幸せを社会全体で支え合うことを前提とした環境づくりが必要です。

そのためには、子育ての当事者である親や、事業者のみならず、すべての市民が「茂原で子どもを育てる」という意識の啓発も重要であるといえます。

本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となって「みんなで育てる」まちをめざし、本計画を推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました「茂原市子ども・子育て審議会委員」の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの皆様に、心から御礼を申し上げます。

令和2年3月



茂原市長 田中 豊彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状	4
1 人口と世帯の状況.....	4
2 婚姻・出産等の状況	7
3 就業の状況.....	11
4 教育・保育事業の状況	13
5 アンケート調査結果の概要.....	17
6 本市の現状からみる主な課題.....	31
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の重点施策と分野別施策.....	34
3 施策体系.....	36
第4章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保方策	37
1 子ども・子育て支援サービスの概要.....	37
2 教育・保育の提供区域の設定.....	38
3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策.....	40
4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策.....	44
5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	51
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	52
第5章 分野別施策の推進	53
基本目標1 地域における子育て支援の充実.....	53
1 保育サービスの充実	53
2 子育て支援のネットワークづくり	54
3 経済的支援の充実	55
基本目標2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進.....	57
1 子どもや母親の健康の確保.....	57
2 食育の推進.....	61
3 小児医療体制の確保	63

基本目標3 子育てを支援する環境の整備	64
1 職業生活と家庭生活との両立の支援	64
2 子育て世帯にやさしい生活環境の整備	65
3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	66
基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	67
1 児童虐待防止対策の充実	67
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	68
3 障害児施策の充実	69
第6章 計画の推進	72
1 役割分担と連携	72
2 進行管理	72
資料編	73
1 計画策定の経過	73
2 茂原市子ども・子育て審議会条例	75
3 茂原市子ども・子育て審議会委員名簿	77

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

また、近年は核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

本市では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「茂原市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。計画の中間年である平成29年には、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、各種支援サービスの見込量を再分析し、平成31年度までの最新の計画として改訂版を策定しました。

その後、全国的に少子化が進行するなか、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本市では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

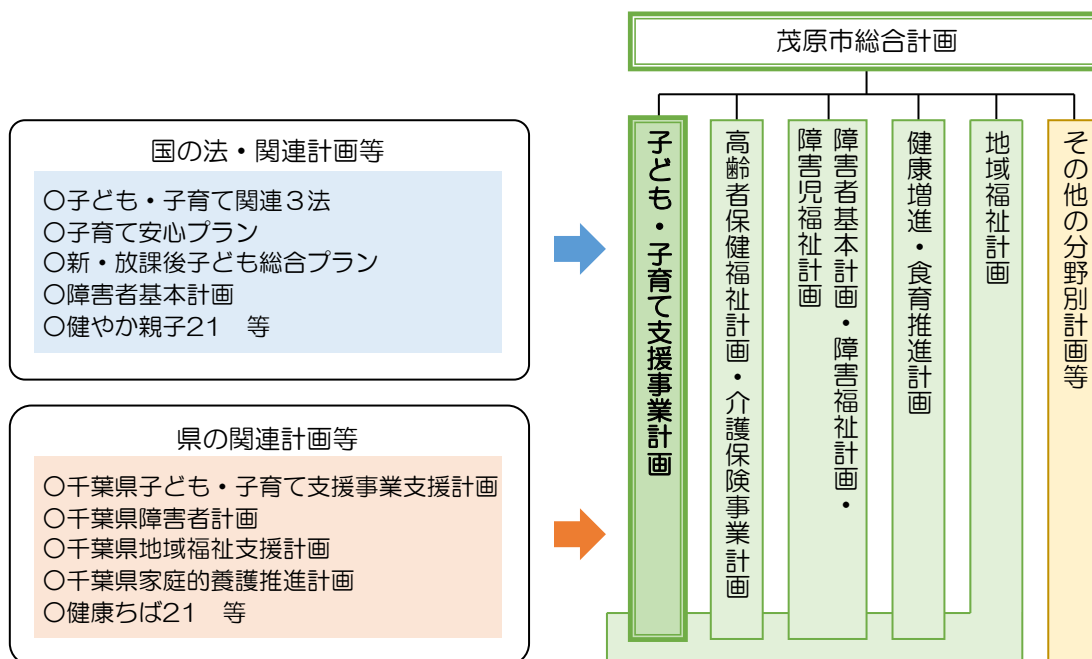
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間延長することとなっています。

そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。

(3) 本市の関連計画に配慮した計画

本計画は、「茂原市総合計画」を上位計画とし、他の関連する計画等を踏まえ、本市における子ども・子育てを支援する方向性や目標及び具体的な施策・事業を示すものです。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
茂原市子ども・子育て支援事業計画									
					第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 茂原市子ども・子育て審議会

本計画の策定にあたって、専門家の意見や市民の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、児童福祉・教育に関する専門家、さらには一般公募の市民で組織する「茂原市子ども・子育て審議会」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 茂原市子ども・子育て支援事業計画庁内策定推進会議

計画内容を実務的に検討するため、「茂原市子ども・子育て支援事業計画庁内策定推進会議」において、計画内容を検討しました。

(3) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、市内の未就学児の保護者 900 世帯、在宅児の保護者 300 世帯、小学生の保護者 800 世帯を住民基本台帳から無作為抽出し、平成 30 年 12 月 3 日から平成 30 年 12 月 18 日にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメント

「茂原市子ども・子育て審議会」で協議された計画案を、令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 1 月 10 日まで、市のホームページ等で公表し、広く市民の方々から意見を募集しました。

募集にあたっては、「広報もばら」等でパブリックコメントの実施について周知しました。

第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状

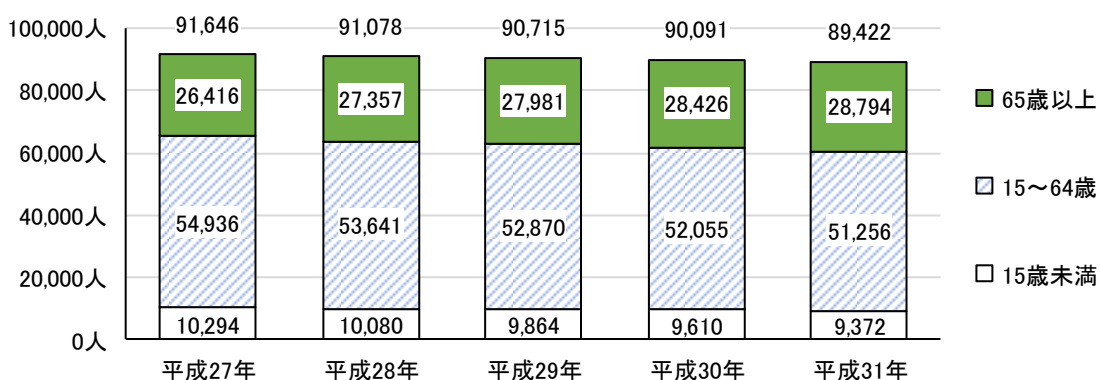
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の人口は、平成31年4月1日現在、89,422人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で2,224人の減少となっています。

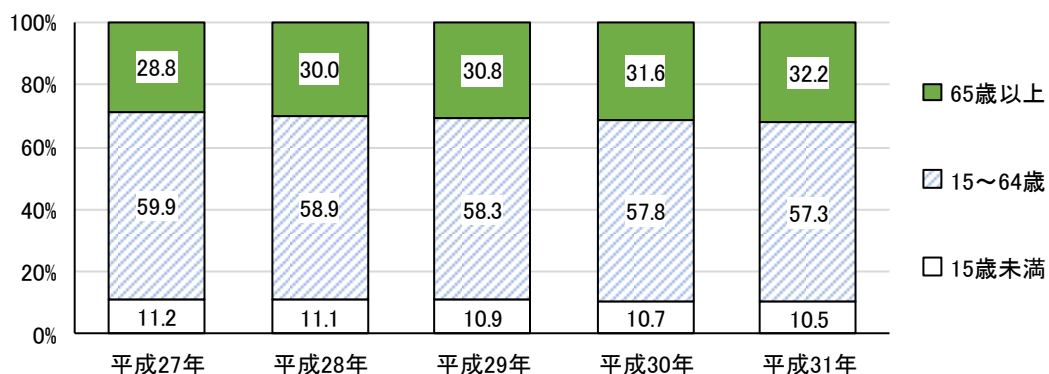
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

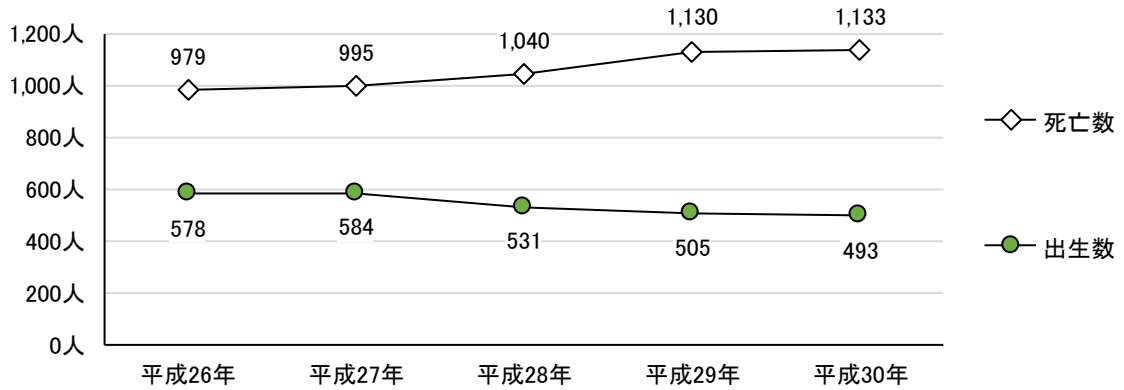


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

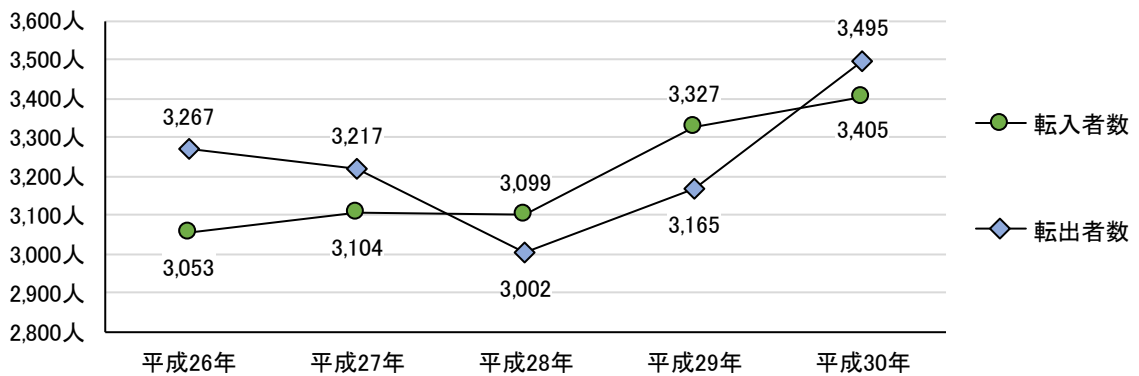


資料: 千葉県衛生統計年報

(3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成28年と平成29年は、転入者数が転出者数を上回っていましたが、平成30年には再び転出者数が転入者数を上回っています。

■転入者数及び転出者数の推移



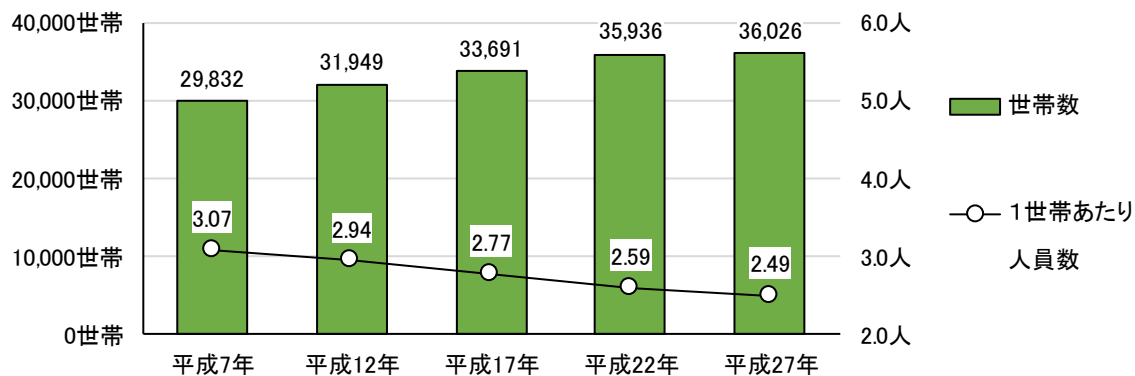
資料: 千葉県毎月常住人口調査(各年1月1日～翌年1月1日)

(4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、平成27年は36,026世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



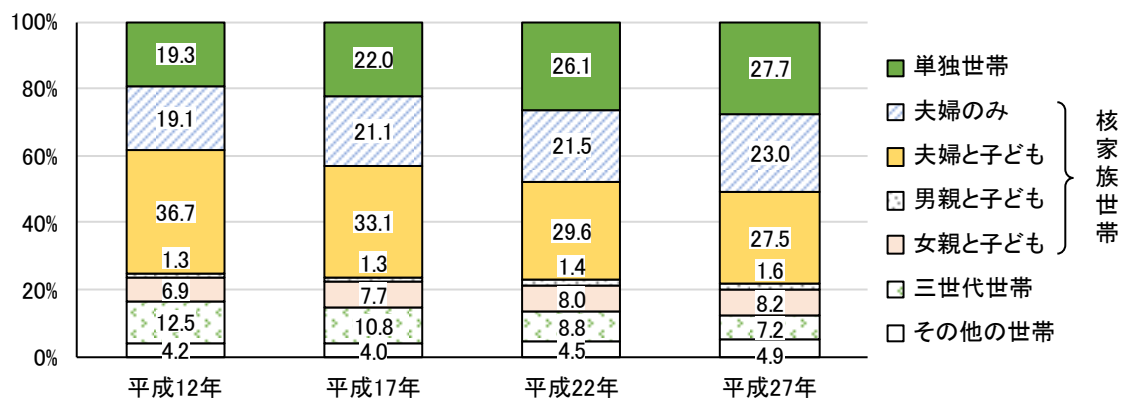
資料:国勢調査

(5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子ども）が年々増加しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



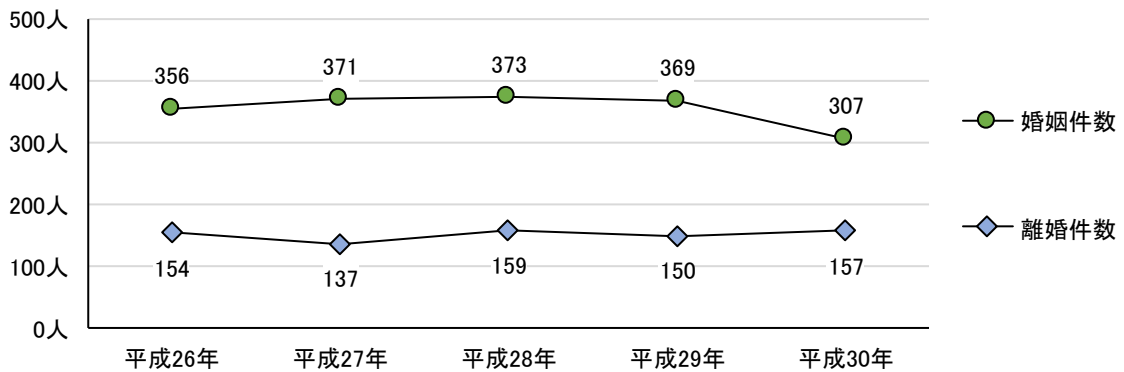
資料:国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は平成26年度以降400件を下回っており、平成30年では307件となっています。また、離婚件数は横ばいで推移しており、平成30年では157件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

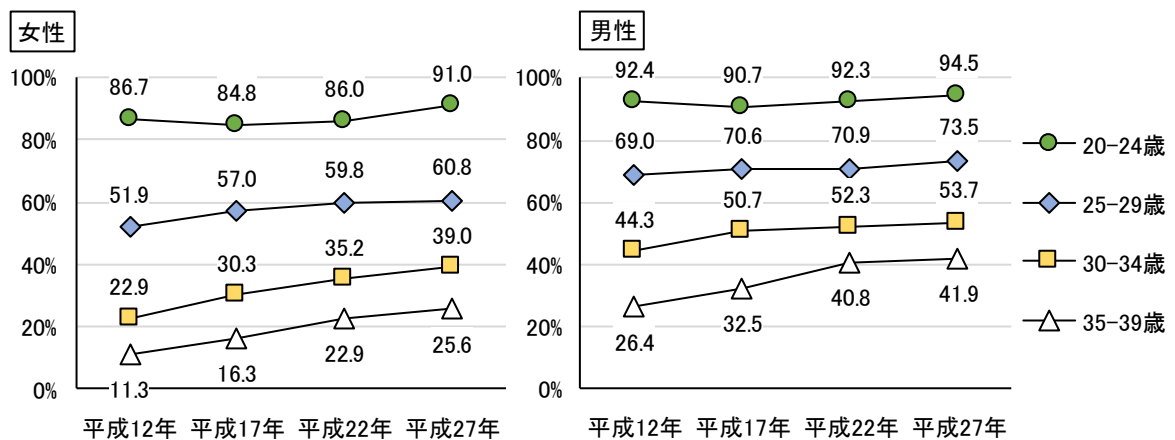


資料:千葉県衛生統計年報

(2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。女性では、30歳代の未婚率の上昇が大きく、15年間で30～34歳では16.1ポイント上昇、35～39歳では14.3ポイント上昇しています。男性は、女性に比べるとやや緩やかな上昇となっています。

■未婚率の推移



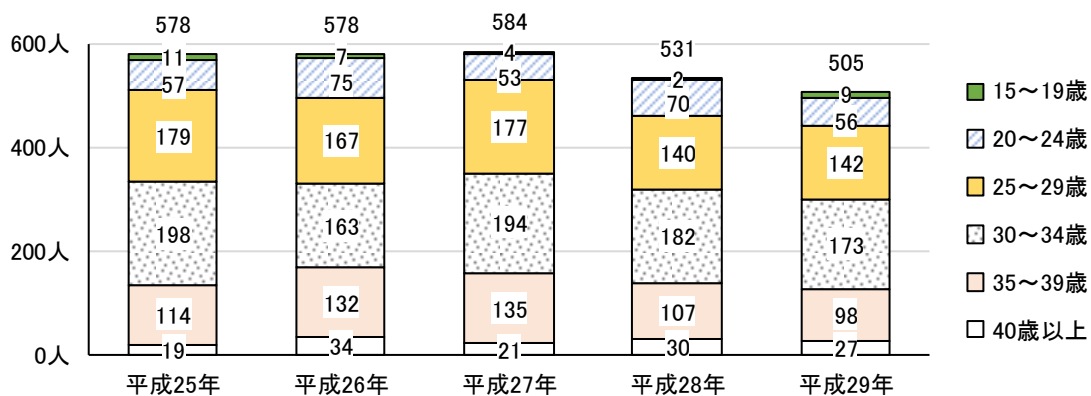
資料:国勢調査

(3) 出生数

本市の出生数は、平成27年をピークに減少し、平成29年は505人となっています。

母親の年齢別出生数をみると、25～29歳と30～34歳の出生数が多くなっていますが、平成27年から平成28年にかけて減少しています。

■母親の年齢別出生数の推移

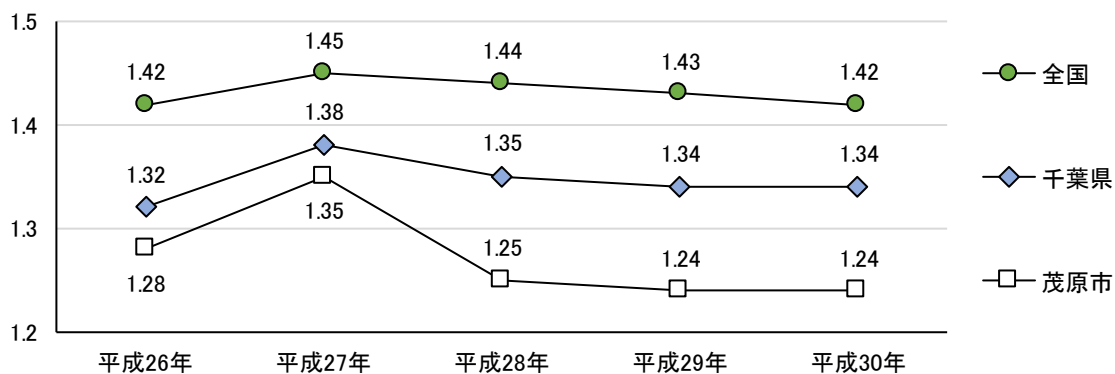


資料:千葉県衛生統計年報

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成29年及び平成30年で1.24と過去5年で最も低くなっており、全国及び千葉県の数値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



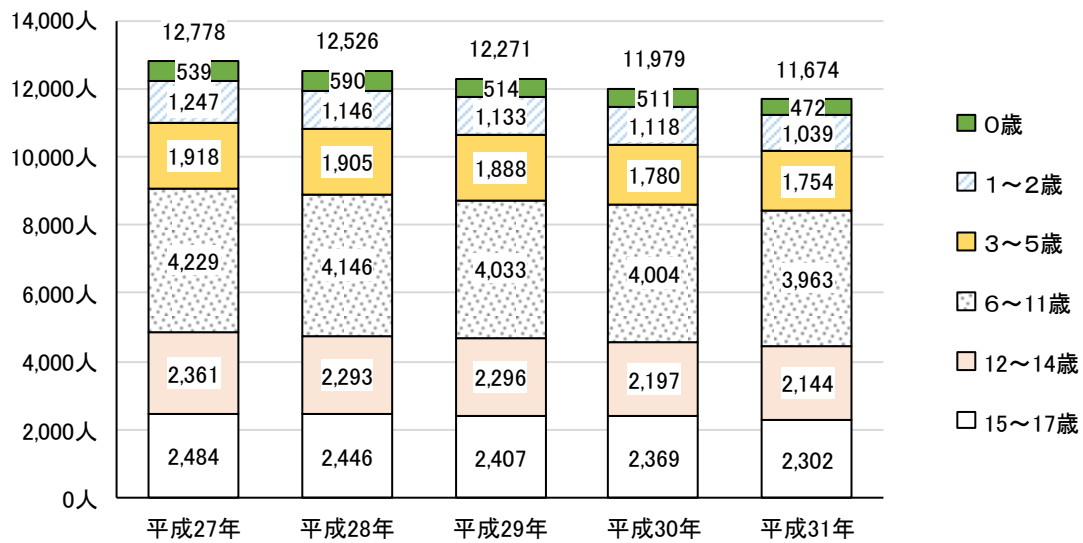
資料:千葉県衛生統計年報

(5) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で11,674人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は3,265人、6～11歳の小学生児童数は3,963人、12～14歳の中学生児童数は2,144人、15～17歳の児童数は2,302人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

■児童数の推移



(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	539	590	514	511	472
1～2歳	1,247	1,146	1,133	1,118	1,039
3～5歳	1,918	1,905	1,888	1,780	1,754
6～11歳	4,229	4,146	4,033	4,004	3,963
12～14歳	2,361	2,293	2,296	2,197	2,144
15～17歳	2,484	2,446	2,407	2,369	2,302
合計	12,778	12,526	12,271	11,979	11,674

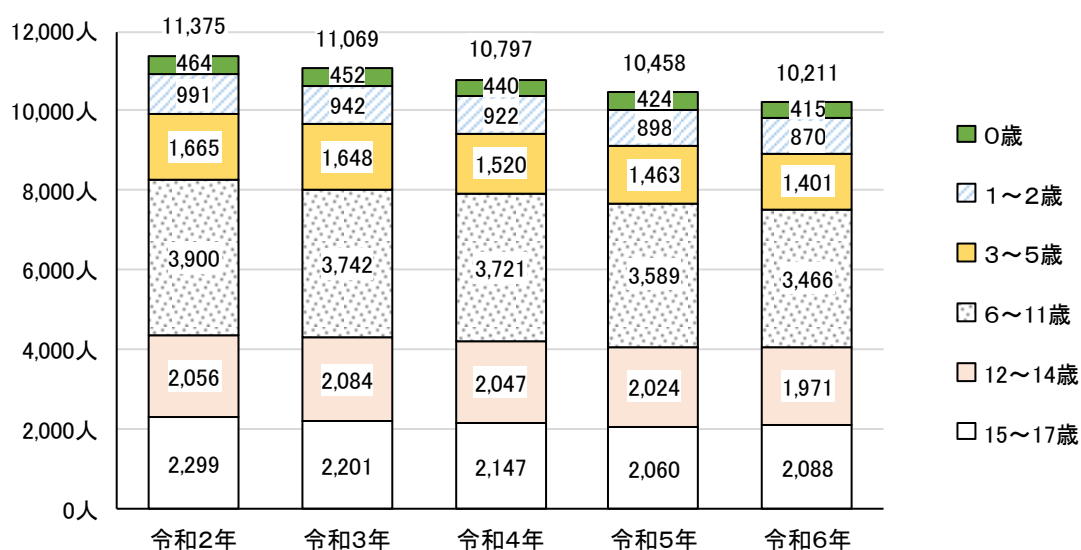
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(6) 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※¹により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少傾向で推移することが予測され、令和4年には11,000人を下回るなど、令和2年の11,375人から令和6年には10,211人となり、1,164人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	464	452	440	424	415
1～2歳	991	942	922	898	870
3～5歳	1,665	1,648	1,520	1,463	1,401
6～11歳	3,900	3,742	3,721	3,589	3,466
12～14歳	2,056	2,084	2,047	2,024	1,971
15～17歳	2,299	2,201	2,147	2,060	2,088
合計	11,375	11,069	10,797	10,458	10,211

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

※1 コーホート変化率法:各コーホート(同じ期間に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

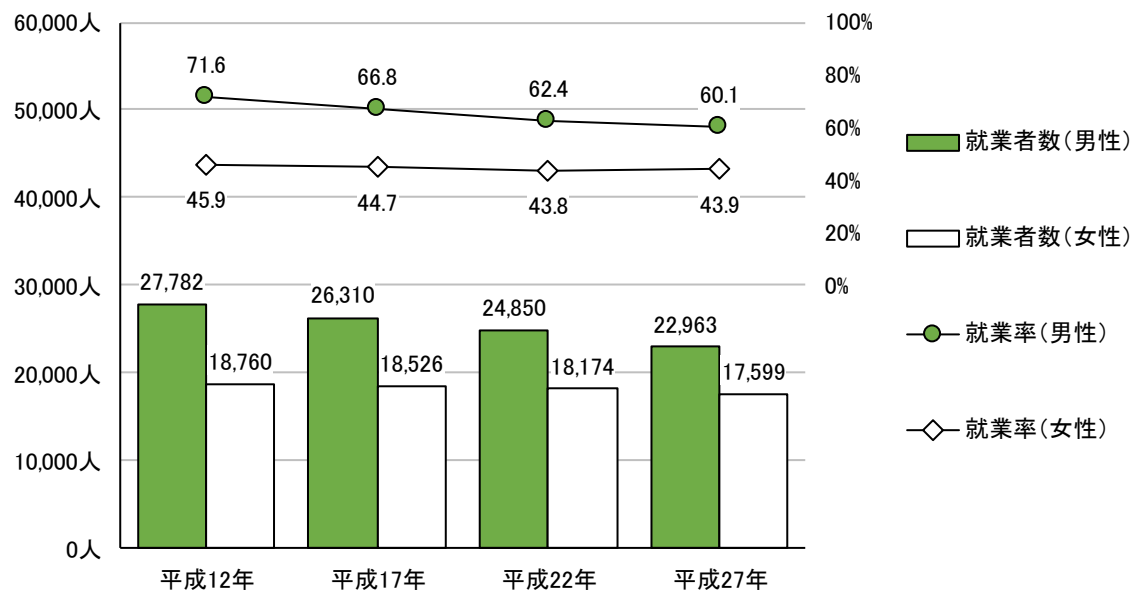
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、男女ともに平成12年をピークに年々減少しています。

同様に、就業率も年々低下していますが、女性は平成22年から平成27年にかけてわずかに上昇しています。

■就業者数・就業率の推移



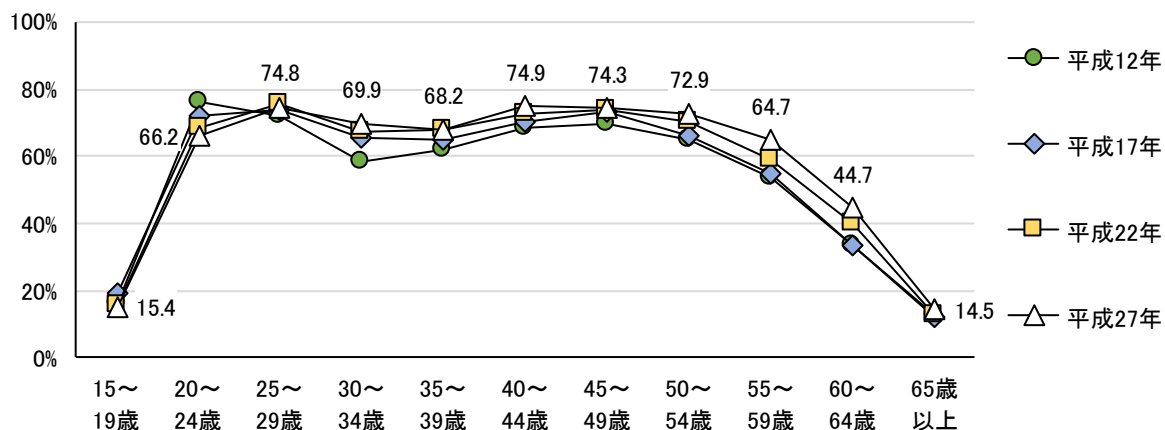
資料:国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は30歳～34歳以上の年齢で上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

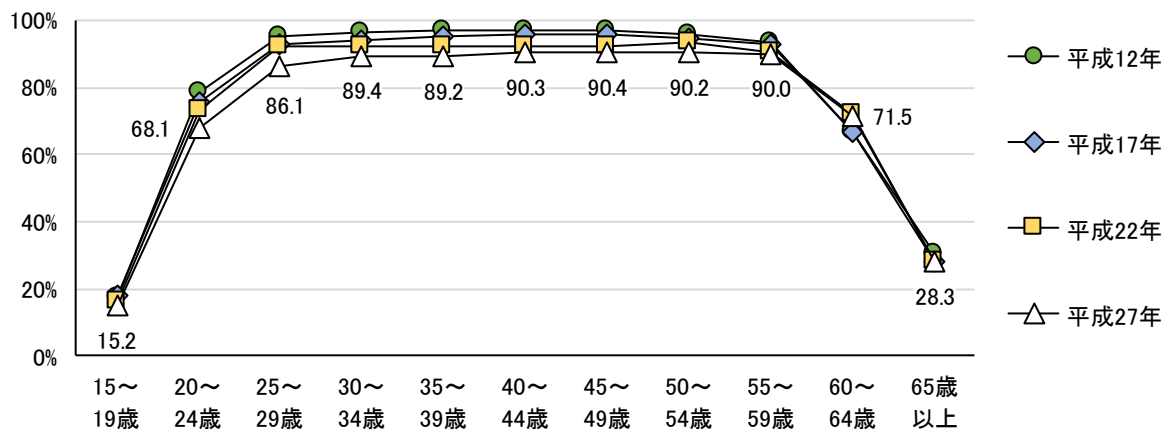
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



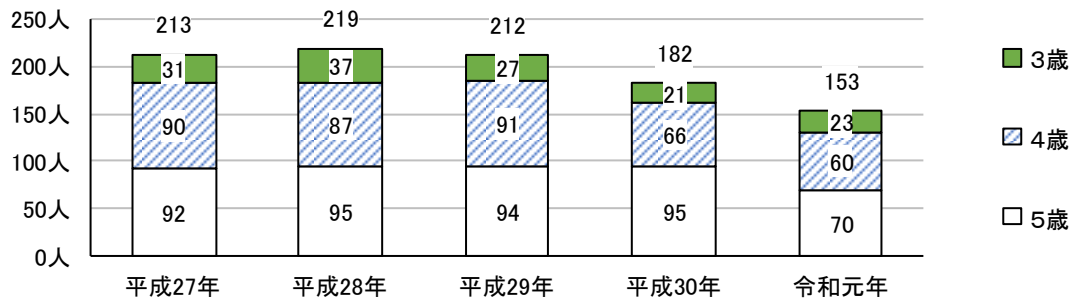
資料:国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 幼稚園・認定こども園（1号※2）

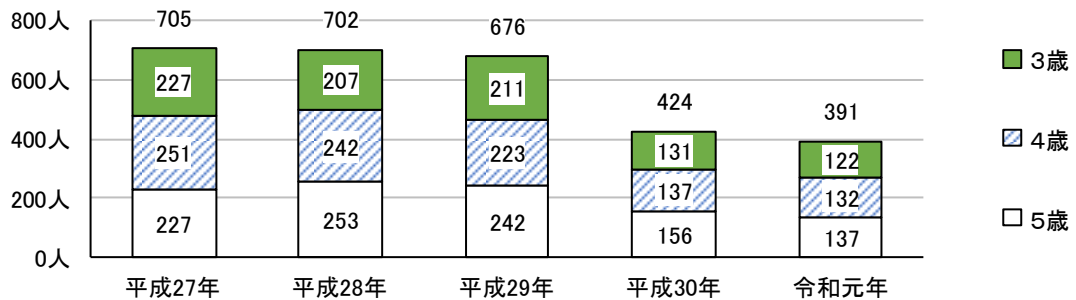
平成30年度に私立幼稚園1園が認定こども園に移行したことに伴い、私立幼稚園の入園者数が減少しています。また、幼稚園及び認定こども園の全体の入園者数も、減少傾向で推移しています。

■公立幼稚園（1号）の入園者数の推移



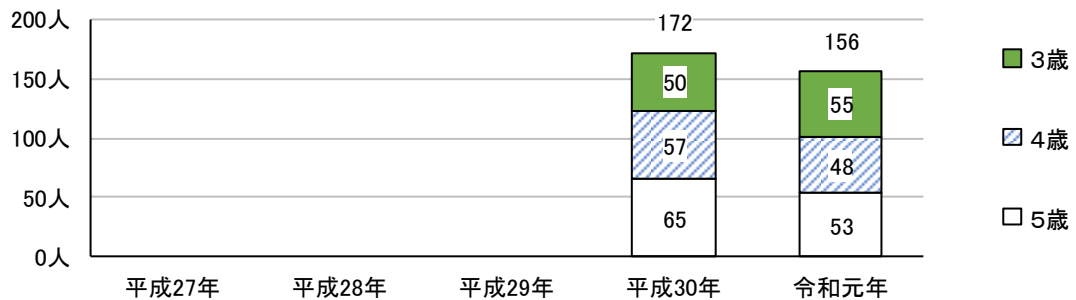
資料：茂原市子育て支援課（各年5月1日現在）

■私立幼稚園（1号）の入園者数の推移



資料：茂原市子育て支援課（各年5月1日現在）

■認定こども園（1号）の入園者数の推移



資料：茂原市子育て支援課（各年5月1日現在）

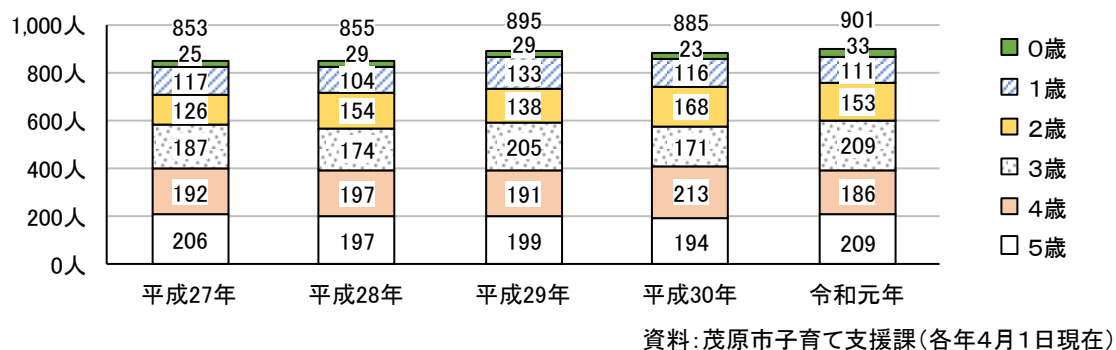
※2 1号：1号認定（教育標準時間認定）。満3歳以上の就学前の子どもで、保育を必要としない子ども。

(2) 保育所（園）・認定こども園（2・3号※3）

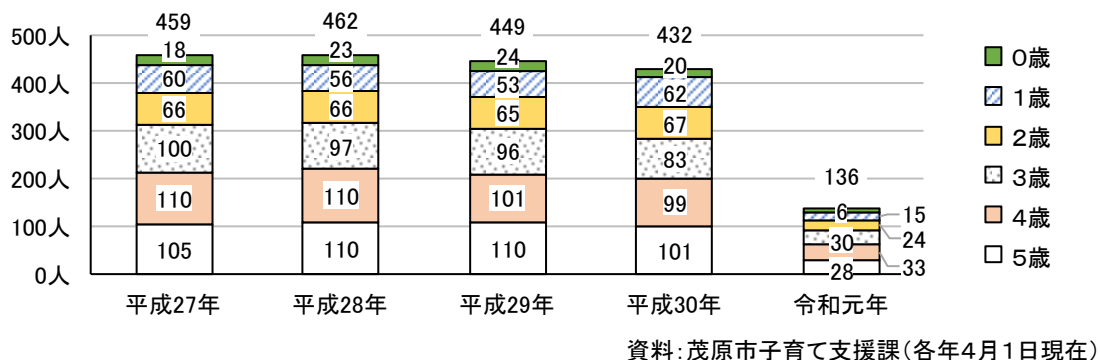
公立保育所の入園者数をみると、増加傾向で推移しており、令和元年は901人となっています。

平成30年度に私立幼稚園1園、令和元年度に私立保育園1園が認定こども園に移行したことに伴い、私立保育所の入園者数は令和元年に136人となり、認定こども園の入園者数が338人となっています。

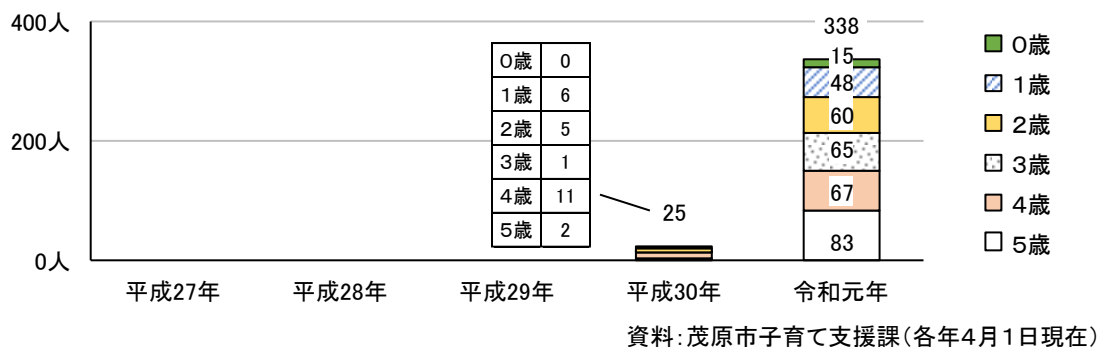
■公立保育所（2・3号）の入園者数



■私立保育所（2・3号）の入園者数



■認定こども園（2・3号）の入園者数

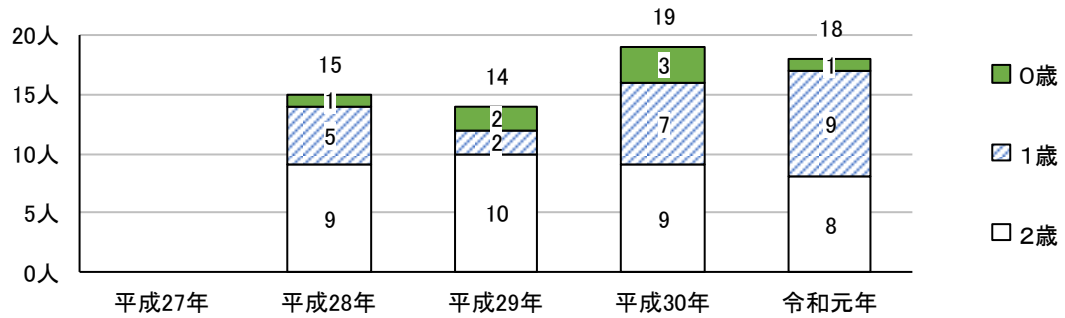


※3 2号：2号認定（保育認定）。満3歳以上の就学前の子どもで、保育を必要とする子ども。
3号：3号認定（保育認定）。満3歳未満で保育を必要とする子ども。

(3) 地域型保育事業（2・3号）

地域型保育事業の利用者数をみると、令和元年に18人となっており、1～2歳の利用が多くなっています。

■地域型保育事業の利用者数



資料：茂原市子育て支援課（各年4月1日現在）

(4) 保育所等利用待機児童

保育所等の利用待機児童数は平成30年以降減少しており、令和元年は3人となっています。

■待機児童数

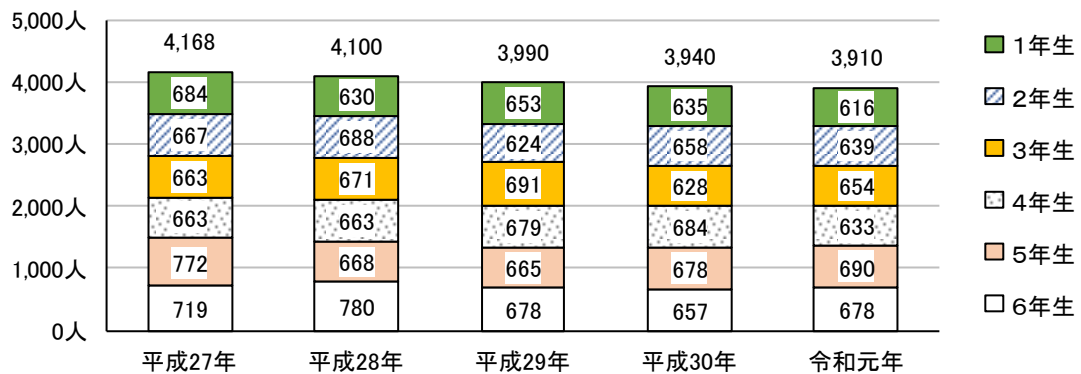
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保育所等利用待機児童数(人)	20	19	70	17	3

資料：千葉県待機児童数（各年4月1日現在）

(5) 小学校児童

小学校児童数は年々減少しており、令和元年は3,910人となっています。

■小学校の児童数

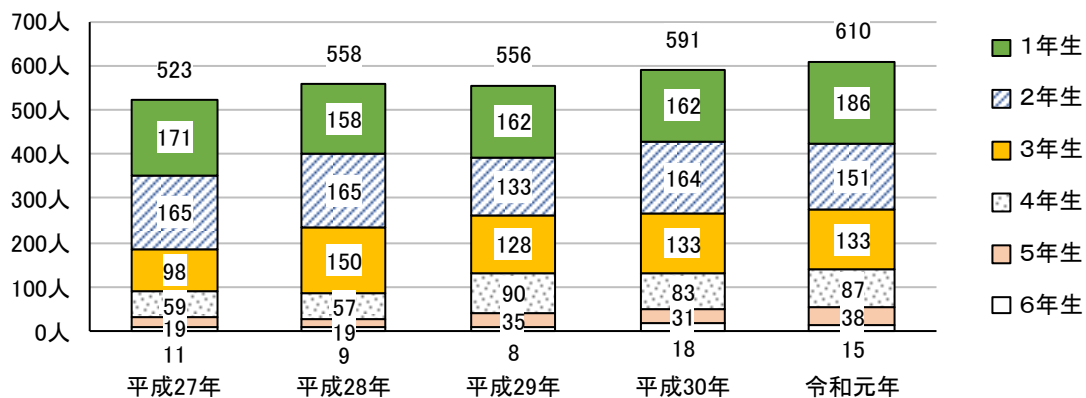


資料：千葉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(6) 学童クラブの利用者

学童クラブの利用者は年々増加しており、令和元年は610人となっています。

■学童クラブの利用者数

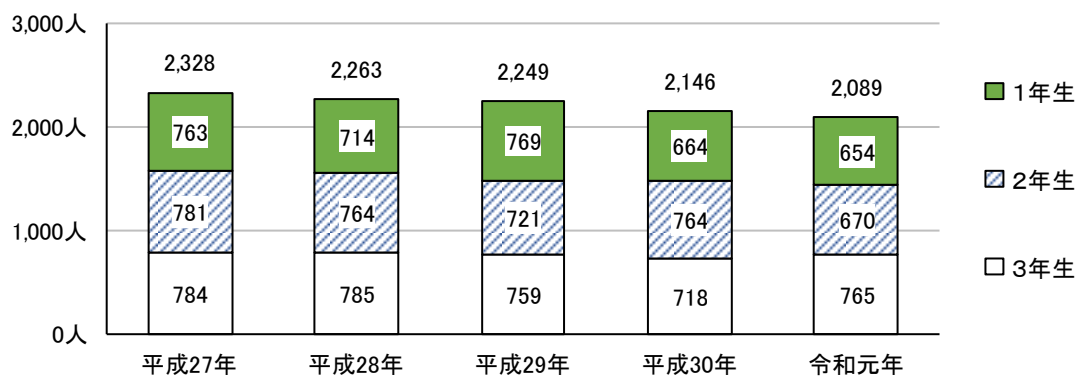


資料: 茂原市子育て支援課(各年4月1日現在)

(7) 中学校生徒

中学校生徒数は年々減少しており、令和元年は2,089人となっています。

■中学校の生徒数



資料: 千葉県学校基本調査(各年5月1日現在)

5 アンケート調査結果の概要

本調査は、幼稚園・保育所（園）・学童クラブなどの教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的として実施しました。

■調査期間

平成 30 年 12 月 3 日～平成 30 年 12 月 18 日

■調査対象

種類	対象者	対象者数	配布数
未就学児	保育所（園）、幼稚園に通園している 児童の保護者	3,474人	900人
在宅児	在宅児の保護者		300人
小学生	小学校1～3年生の保護者	1,979人	800人

■回収結果

種類	配布・回収方法	有効回収数	有効回収率
未就学児	施設にて配布・回収	779	86.6%
在宅児	郵送にて配布・回収	154	51.3%
小学生	学校にて配布・回収	700	87.5%

■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中の「前回調査」は、第1期計画策定時（平成25年）に実施した調査です。

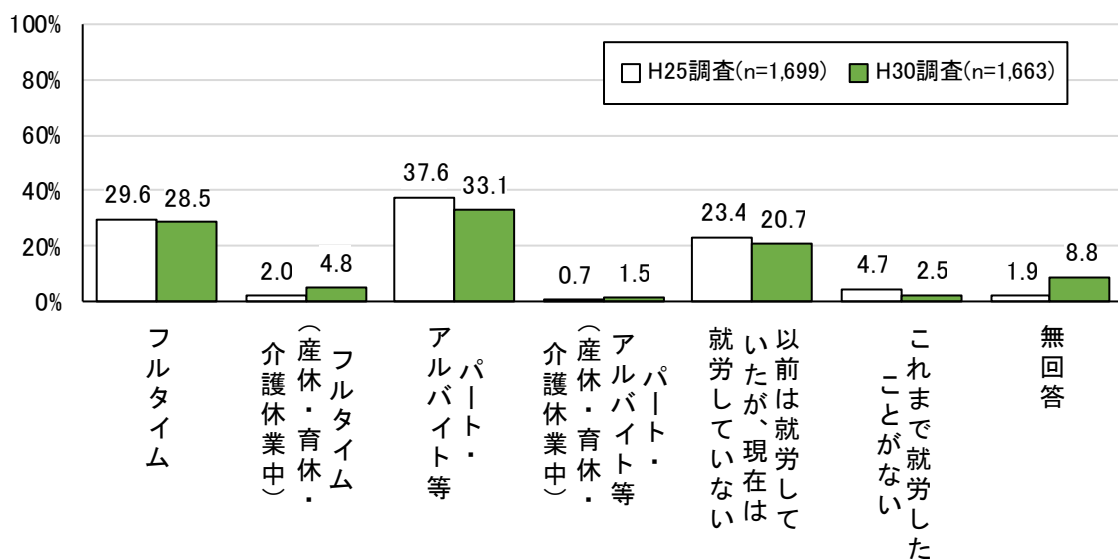
(1) 母親の就労の状況

母親の就労状況は、「フルタイム」が28.5%、「パート・アルバイト等」が33.1%で、産休・育休・介護休業中と合わせると67.9%となっています。

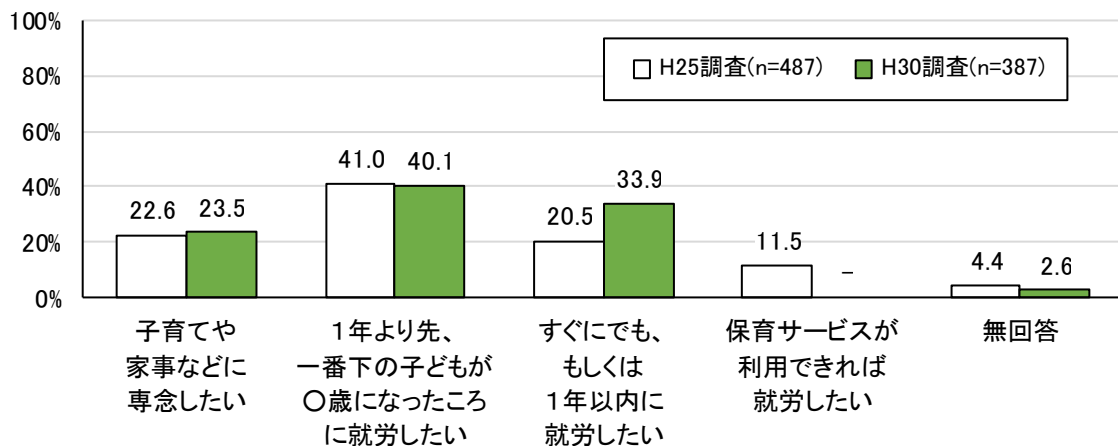
前回調査と比較すると、就労中の母親の全体の割合はほぼ同じ割合となっていますが、産休・育休・介護休業中の母親が増加していることがわかります。

また、就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」が40.1%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が33.9%で、74.0%が就労を希望している状況です。

■母親の就労状況【SA】



■就労していない母親の就労意向【SA】



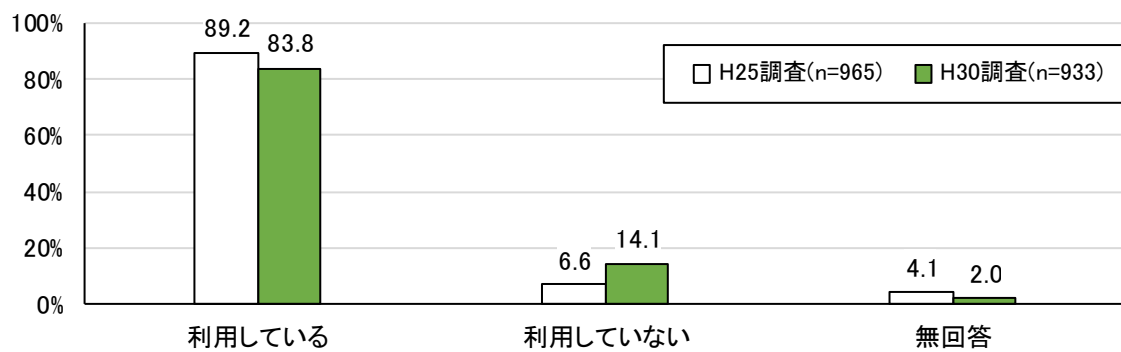
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が83.8%を占めており、前回調査からは5.4ポイント減少しています。

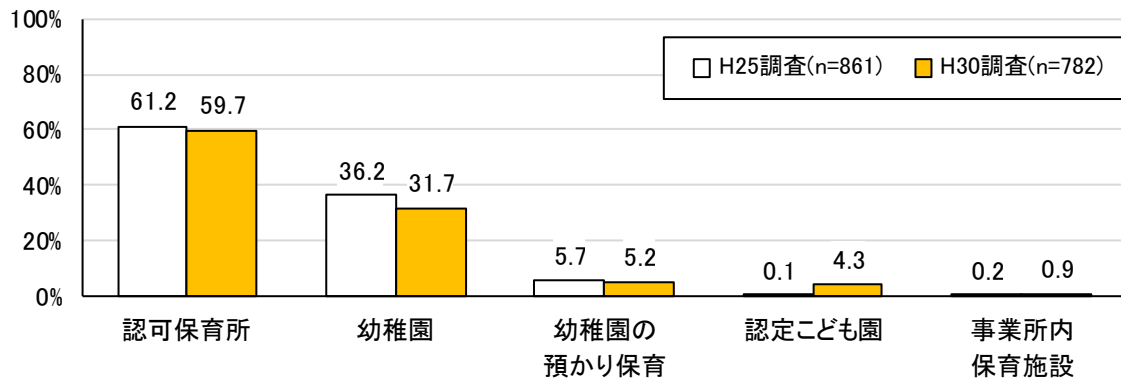
「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が59.7%で最も多く、次いで「幼稚園」が31.7%、「幼稚園の預かり保育」が5.2%、「認定こども園」が4.3%、「事業所内保育施設」が0.9%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」の利用割合が増加しています。

■教育・保育事業の利用状況【SA】



■利用している教育・保育事業【MA・上位5位】

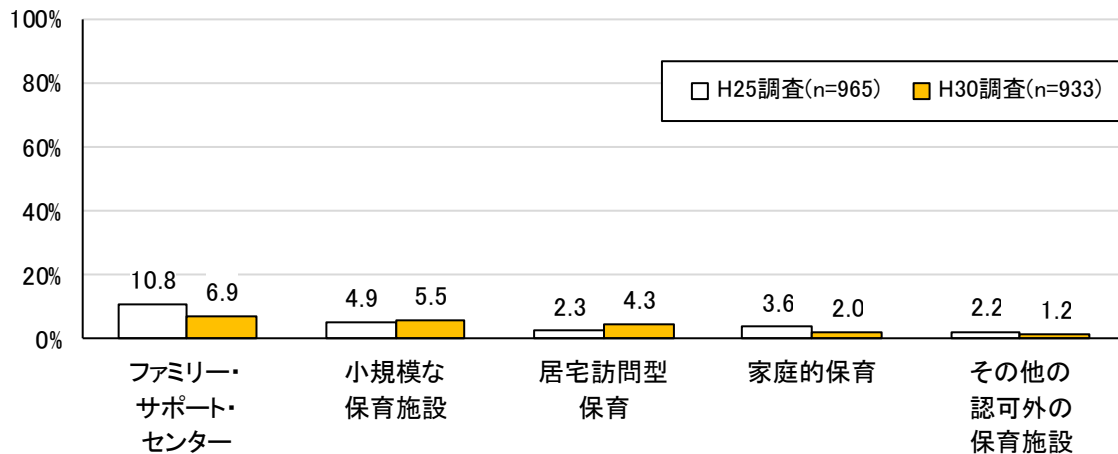
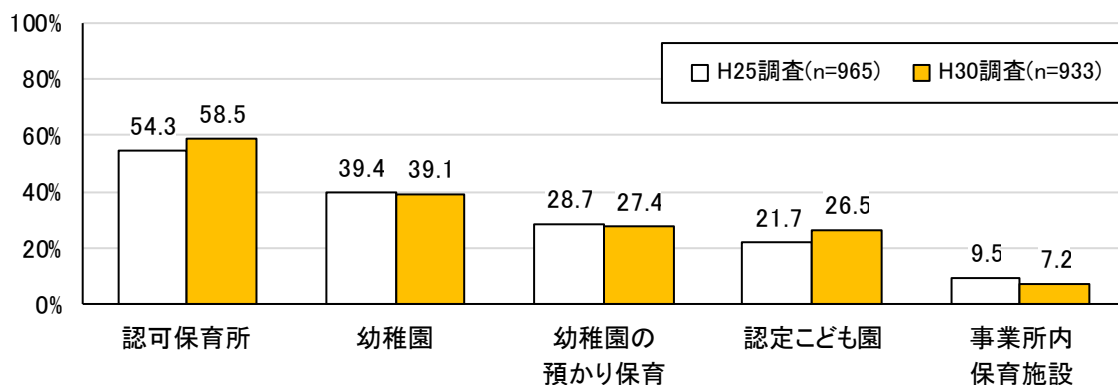


(3) 平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が58.5%で最も多く、次いで「幼稚園」が39.1%、「幼稚園の預かり保育」が27.4%「認定こども園」が26.5%となっています。

前回調査と比較すると、「認可保育所」と「認定こども園」の利用希望が増加しているほか、「事業所内保育施設」や「ファミリー・サポート・センター」、「小規模な保育施設」などは10%未満ではあるものの、前回から引き続き利用希望が挙げられています。

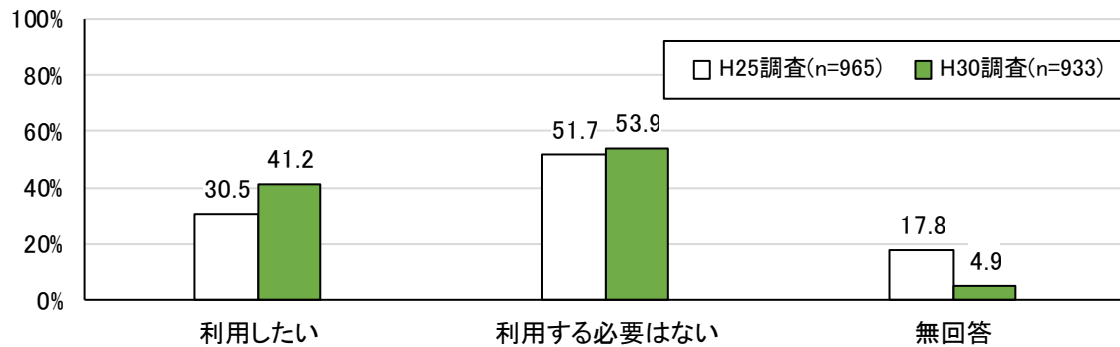
■利用を希望する教育・保育事業【MA・上位10位】



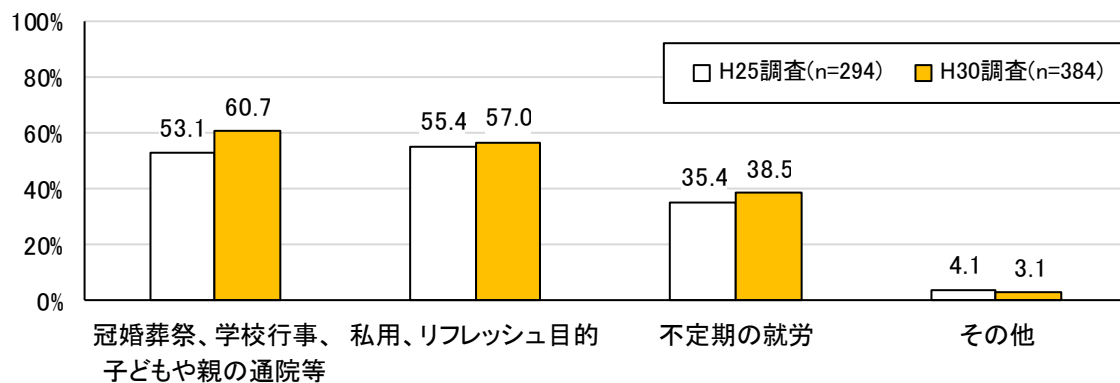
(4) 一時保育の利用希望

私用等の目的での事業の利用は、「利用したい」が41.2%となっており、利用目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」、「私用、リフレッシュ目的」が過半数を占めています。

■一時保育の利用希望【SA】



■一時保育の利用を希望する理由【MA】



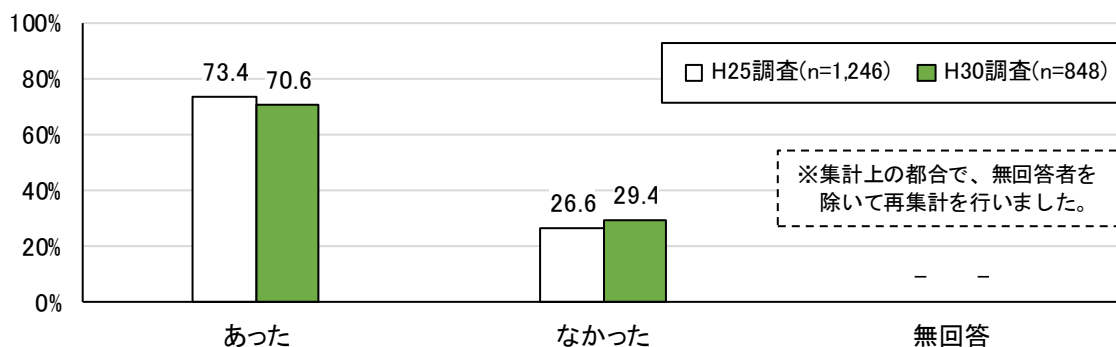
(5) 病児・病後児保育の利用

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことは、「あった」が70.6%で、そのうち「母親が休んだ」が76.6%を占め、前回調査から10.9ポイント増となっています。

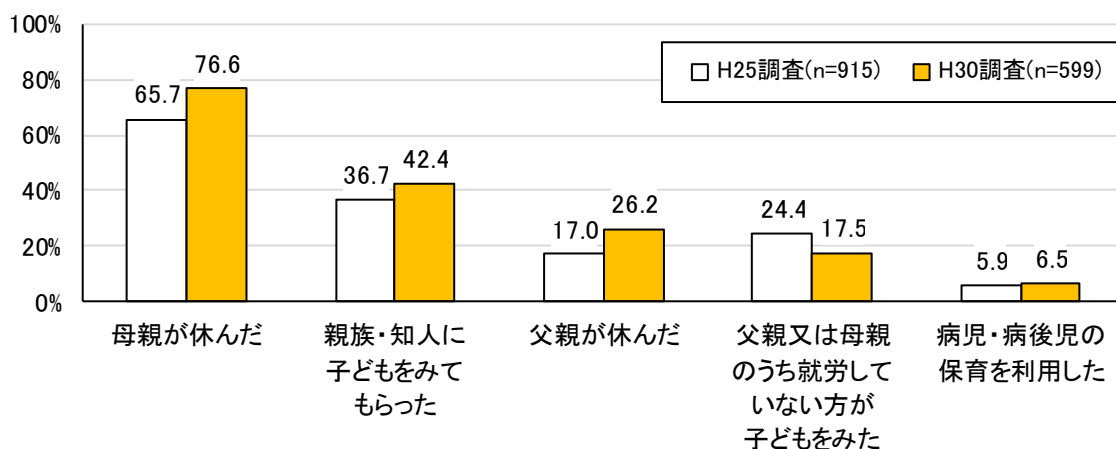
また、「父親が休んだ」も前回調査から増加しており、9.2ポイント増となっています。

母親又は父親が休んだ家庭における事業の利用希望は28.5%で、前回調査から増加しています。

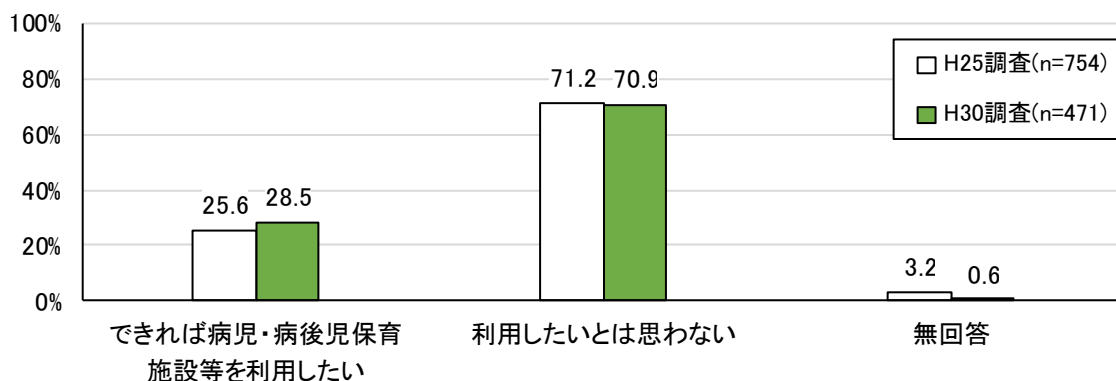
■教育・保育事業が利用できなかったこと【SA】



■教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法【SA・上位5位】



■病児・病後児保育の利用希望【SA】



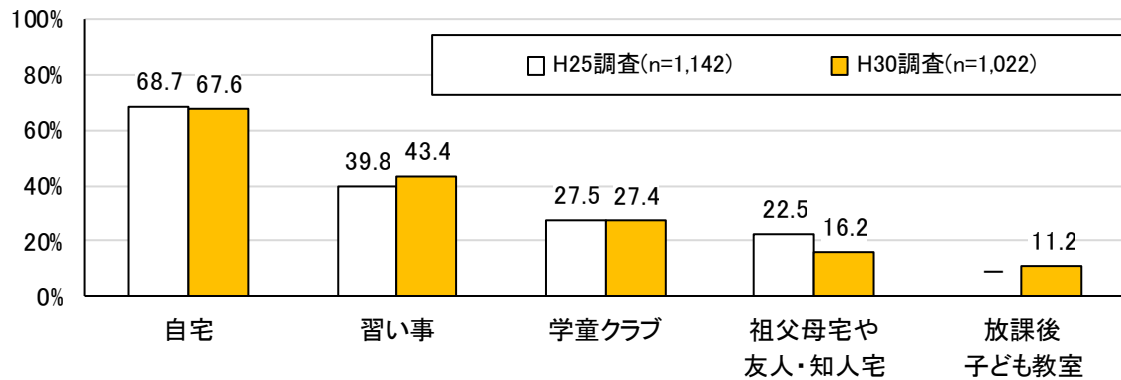
(6) 放課後の過ごし方

5歳以上子どもの保護者が希望する、低学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が67.6%で最も多く、次いで「習い事」が43.4%、「学童クラブ」が27.4%となっています。

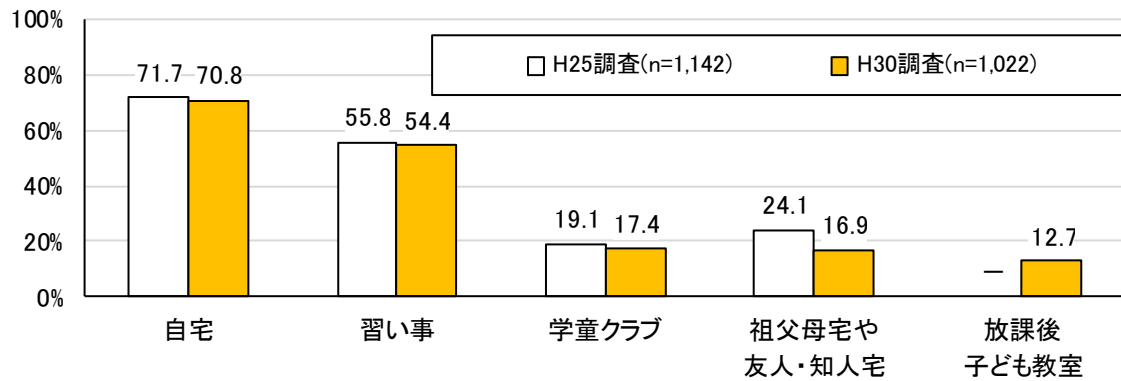
また、高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が70.8%を占めています。次いで「習い事」が54.4%となっており、「学童クラブ」は17.4%にとどまっています。

なお、前回調査では選択肢がなかった放課後子ども教室は、低学年時は11.2%、高学年時は12.7%となっています。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方【MA・上位5位】



■希望する高学年時の放課後の過ごし方【MA・上位5位】



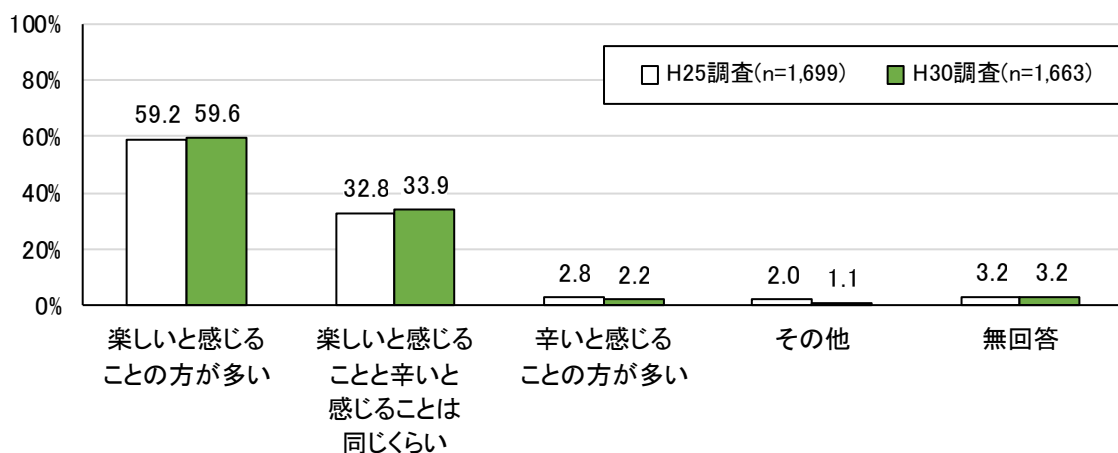
(7) 子育て全般

①子育てに関する所感

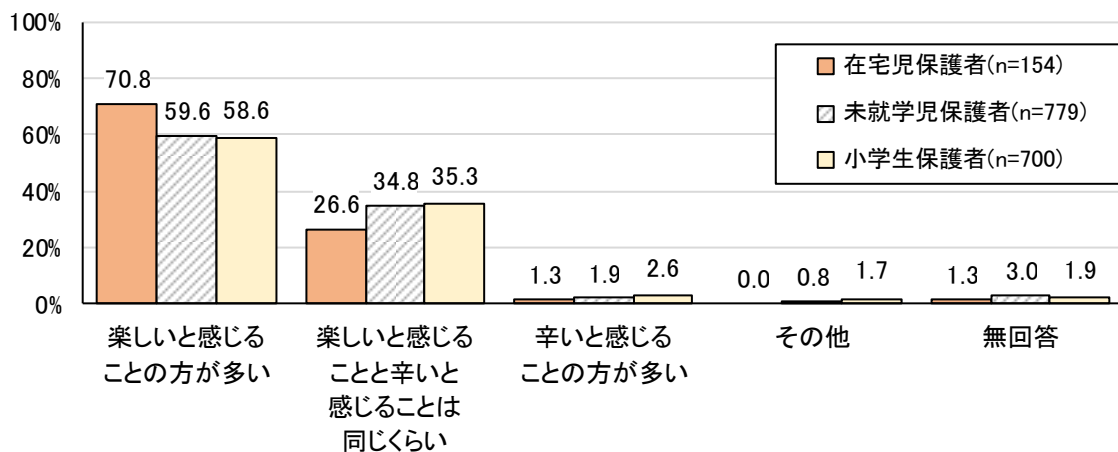
子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」と回答した方は59.6%で、前回調査から大きな変化は見られませんでした。

調査対象別では、在宅児の保護者では「楽しいと感じることの方が多い」が70.8%を占めており、他の調査対象より割合が高くなっています。

■子育てに関する所感【SA】



■子育てに関する所感【SA】（調査対象別集計）

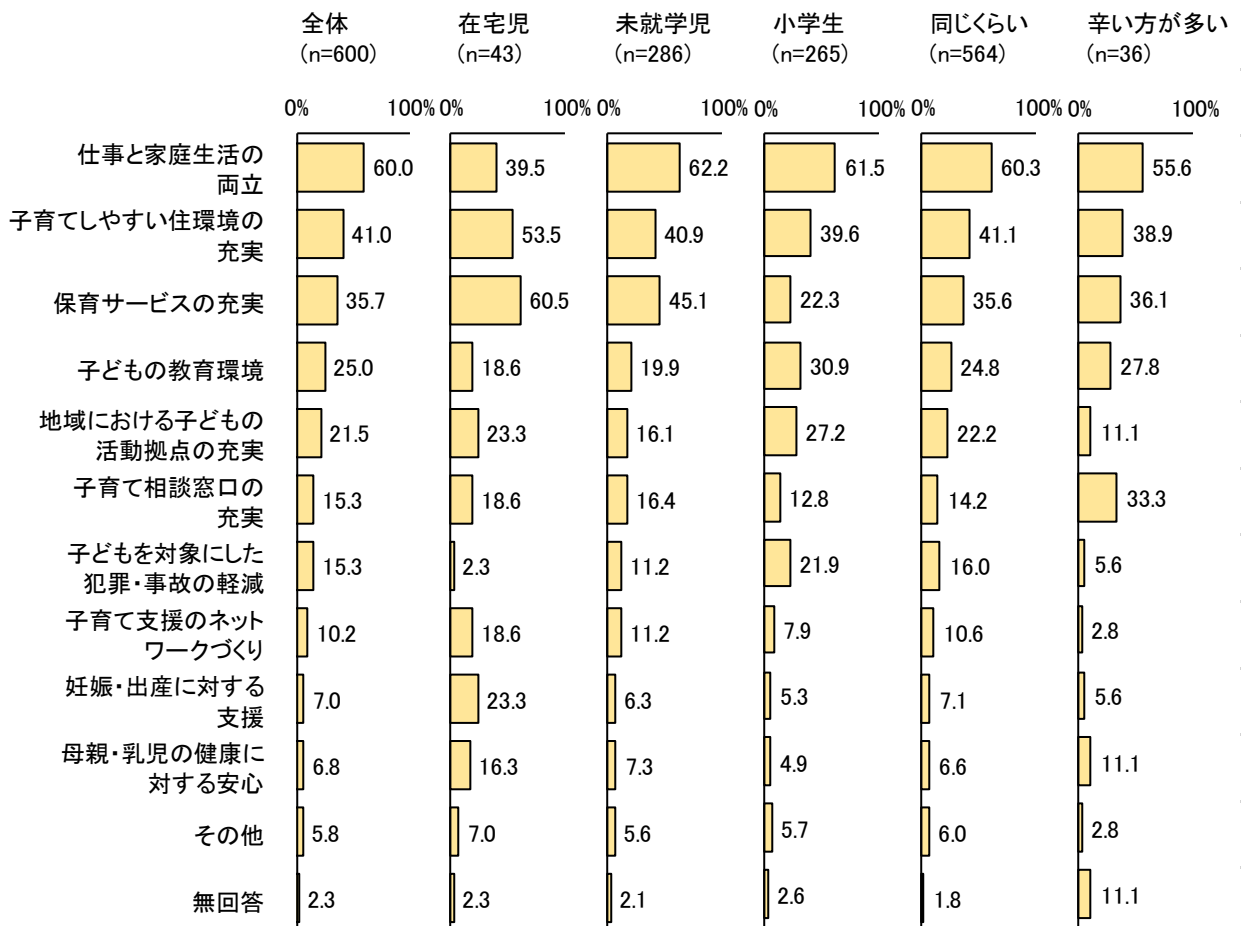


②子育ての辛さを解消するために必要なこと

子育てを「楽しいと感じることと辛いと感じことは同じくらい」または「辛いと感じることの方が多し」と回答した方について、子育ての辛さを解消するために必要なことは、未就学児と小学生では「仕事と家庭の両立」が最も多くなっています。

在宅児では「保育サービスの充実」が最も多く、「子育て支援のネットワークづくり」や「妊娠・出産に対する支援」、「母親・乳児の健康に対する安心」なども比較的多くなっています。

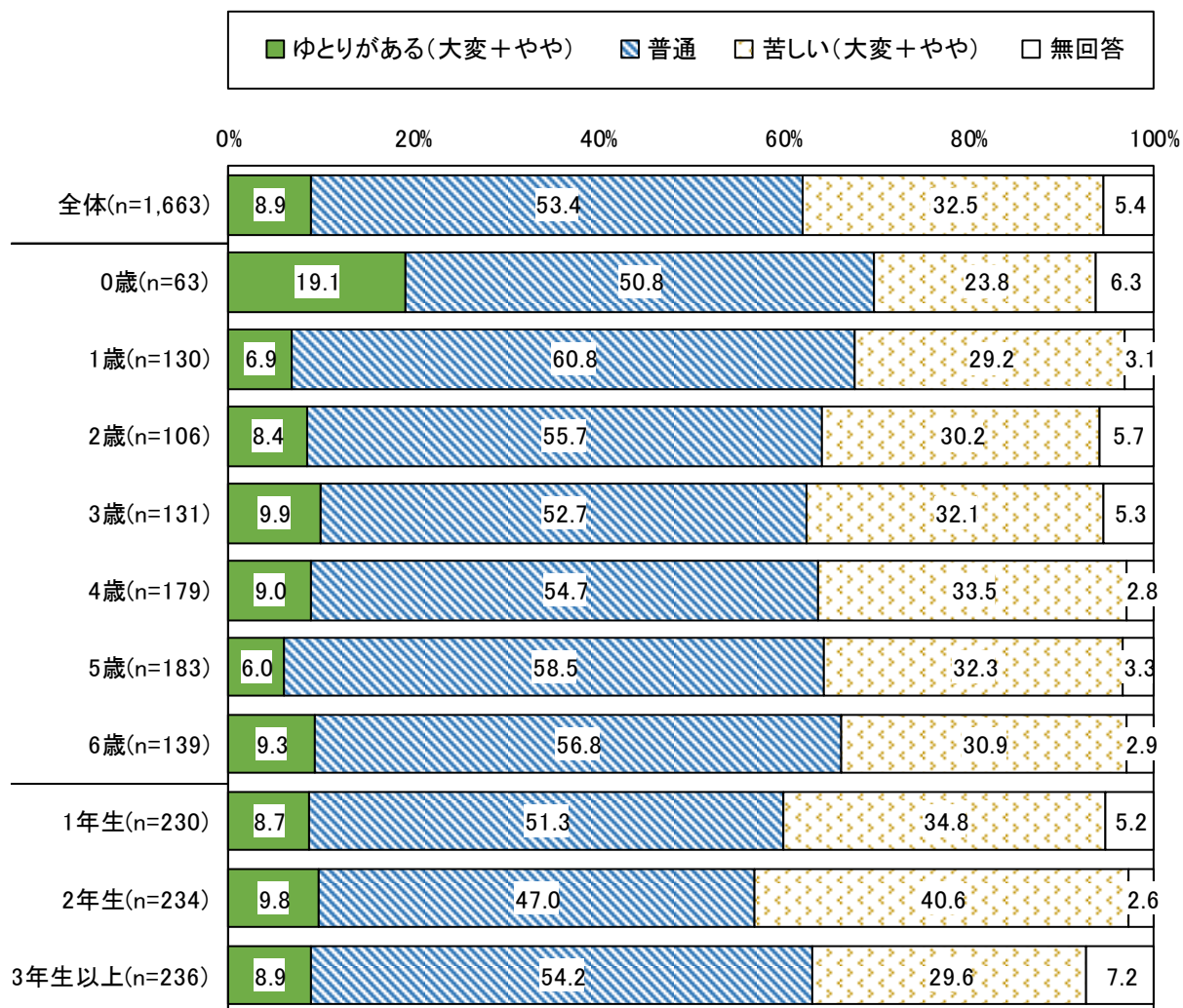
また、「辛いと感じることの方が多し」と回答した方のみの集計では、「子育て相談窓口の充実」が33.3%で比較的多くなっています。



③現在の暮らしの状況

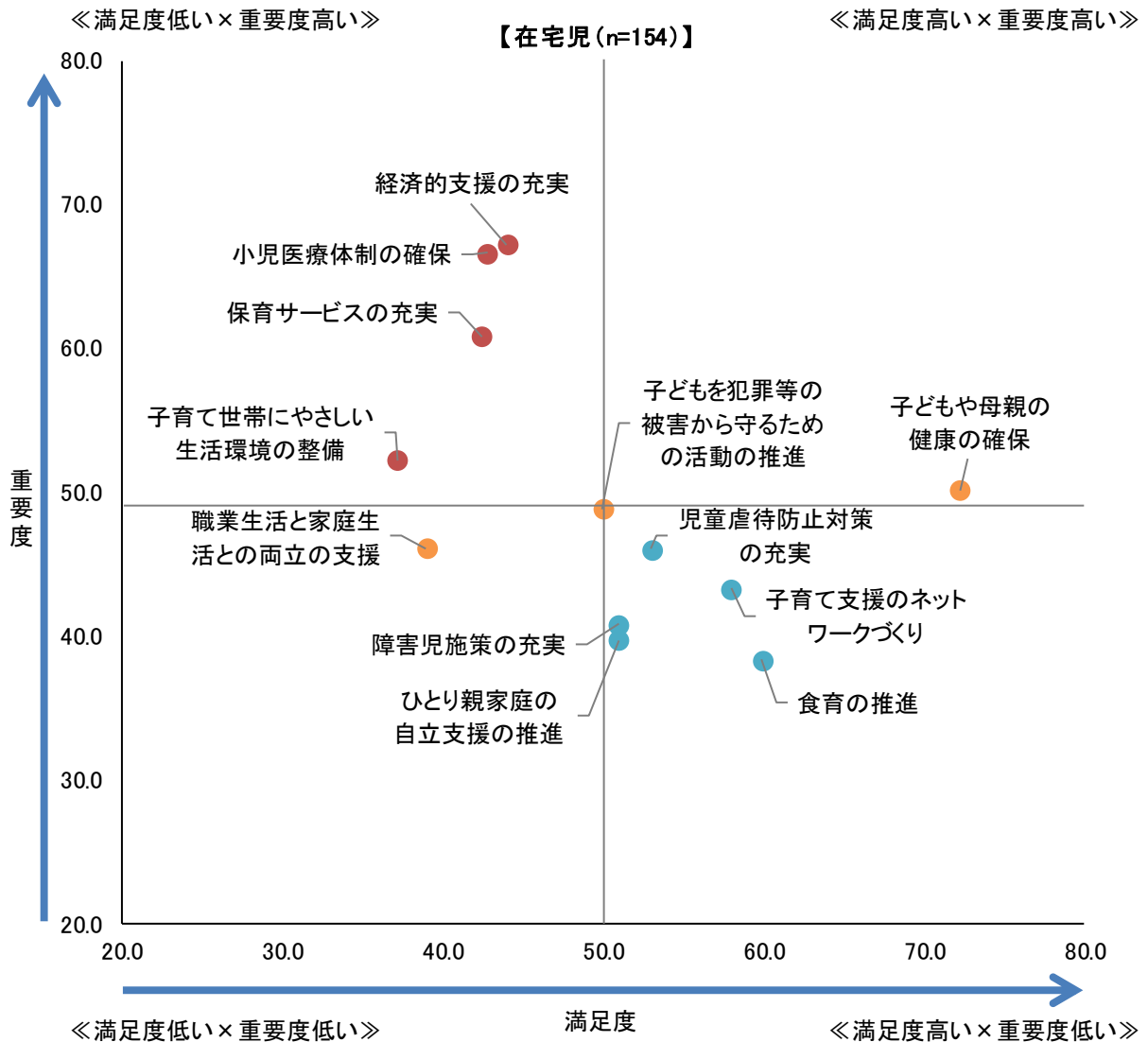
現在の暮らしの状況について、「ゆとりがある（大変ゆとりがある＋ややゆとりがある）」と回答した方は全体で8.9%、年齢・学年別でも「1歳」以上は10%未満にとどまっています。

一方、「苦しい（大変苦しい＋やや苦しい）」と回答した方は全体で32.5%となっており、その中でも「2年生」では40.6%、「1年生」では34.8%などとなっています。



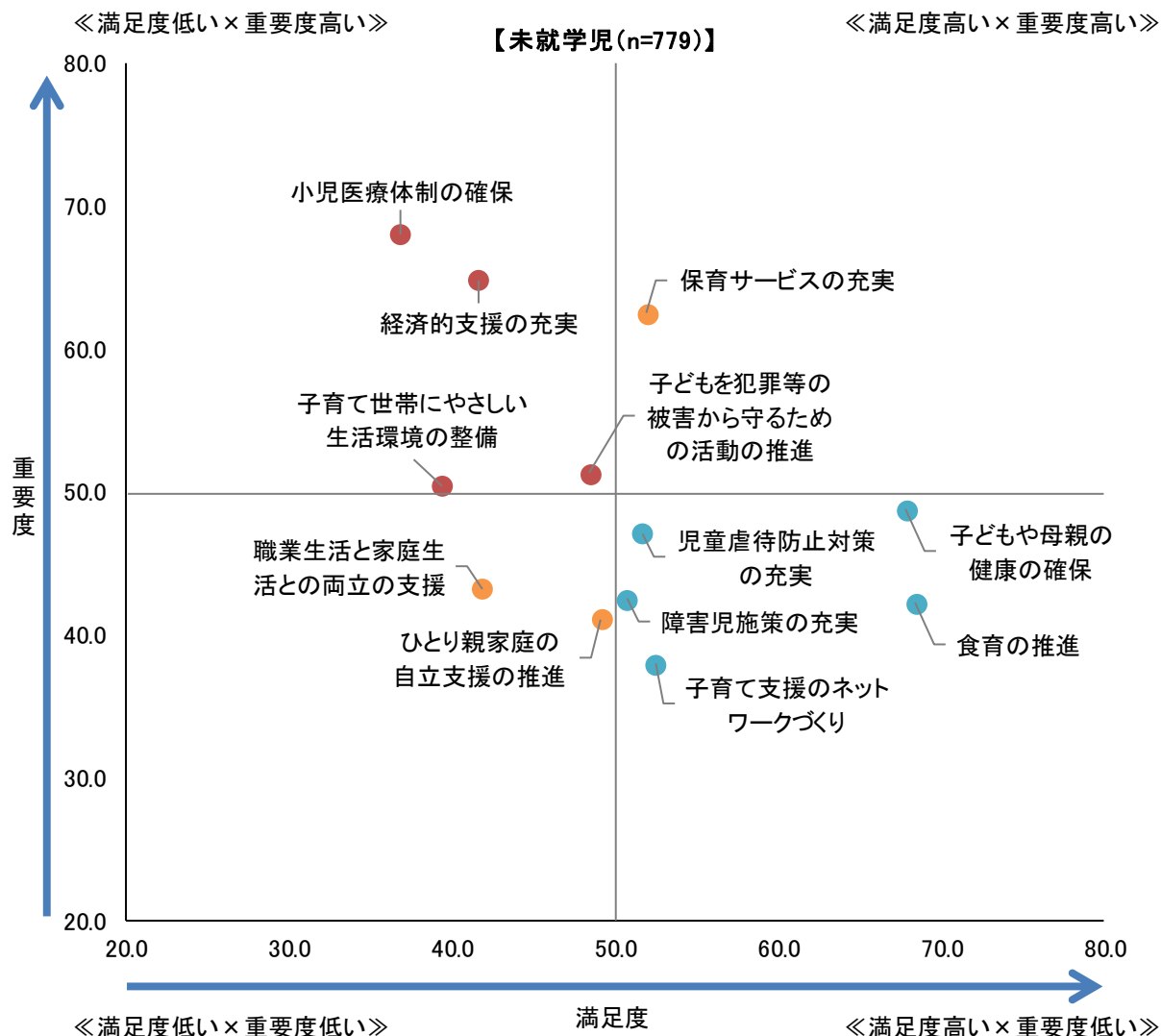
④市の子育て支援の取り組み

市の子育て支援の取り組みについて、在宅児は「経済的支援の充実」、「小児医療体制の確保」、「保育サービスの充実」、「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」が重点施策として想定されます。



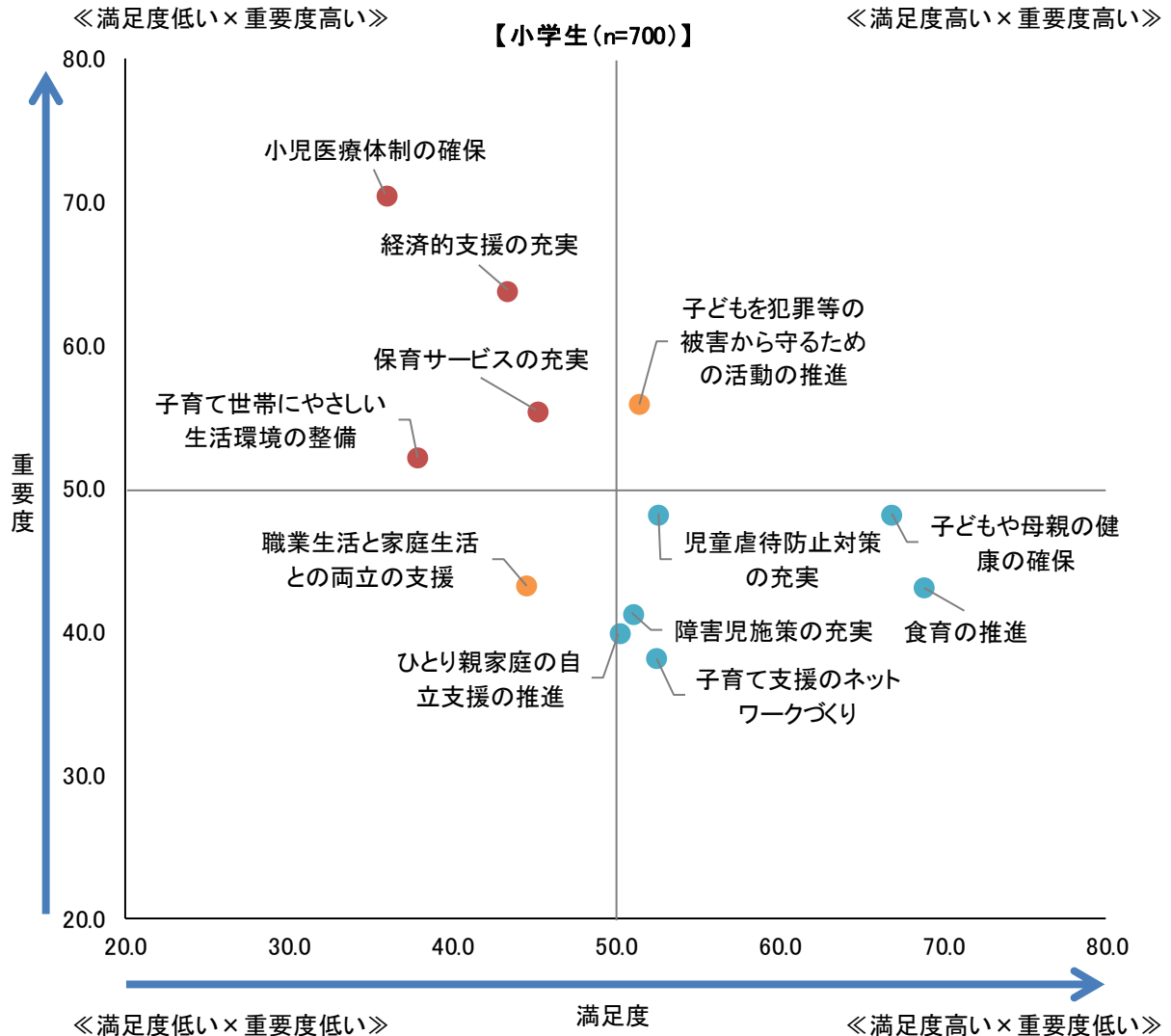
	偏差値		区分		
	満足度	重要度	満足度低い	重要度高い	重点施策
保育サービスの充実	42.4	60.8	○	○	●
子育て支援のネットワークづくり	58.0	43.3			
経済的支援の充実	43.9	67.2	○	○	●
子どもや母親の健康の確保	72.2	50.1		○	
食育の推進	59.9	38.3			
小児医療体制の確保	42.7	66.6	○	○	●
職業生活と家庭生活との両立の支援	39.0	46.1	○		
子育て世帯にやさしい生活環境の整備	37.1	52.2	○	○	●
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	50.0	48.8	○		
児童虐待防止対策の充実	53.0	46.0			
ひとり親家庭の自立支援の推進	50.9	39.7			
障害児施策の充実	50.9	40.8			

未就学児は「小児医療体制の確保」、「経済的支援の充実」、「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」、「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」が重点施策として想定されます。



	偏差値		区分		
	満足度	重要度	満足度低い	重要度高い	重点施策
保育サービスの充実	51.9	62.5		○	
子育て支援のネットワークづくり	52.5	37.9			
経済的支援の充実	41.6	64.8	○	○	●
子どもや母親の健康の確保	67.8	48.8			
食育の推進	68.4	42.2			
小児医療体制の確保	36.8	68.0	○	○	●
職業生活と家庭生活との両立の支援	41.8	43.2	○		
子育て世帯にやさしい生活環境の整備	39.3	50.5	○	○	●
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	48.4	51.3	○	○	●
児童虐待防止対策の充実	51.6	47.1			
ひとり親家庭の自立支援の推進	49.1	41.1	○		
障害児施策の充実	50.7	42.5			

小学生は「小児医療体制の確保」、「経済的支援の充実」、「保育サービスの充実」、「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」が重点施策として想定されます。

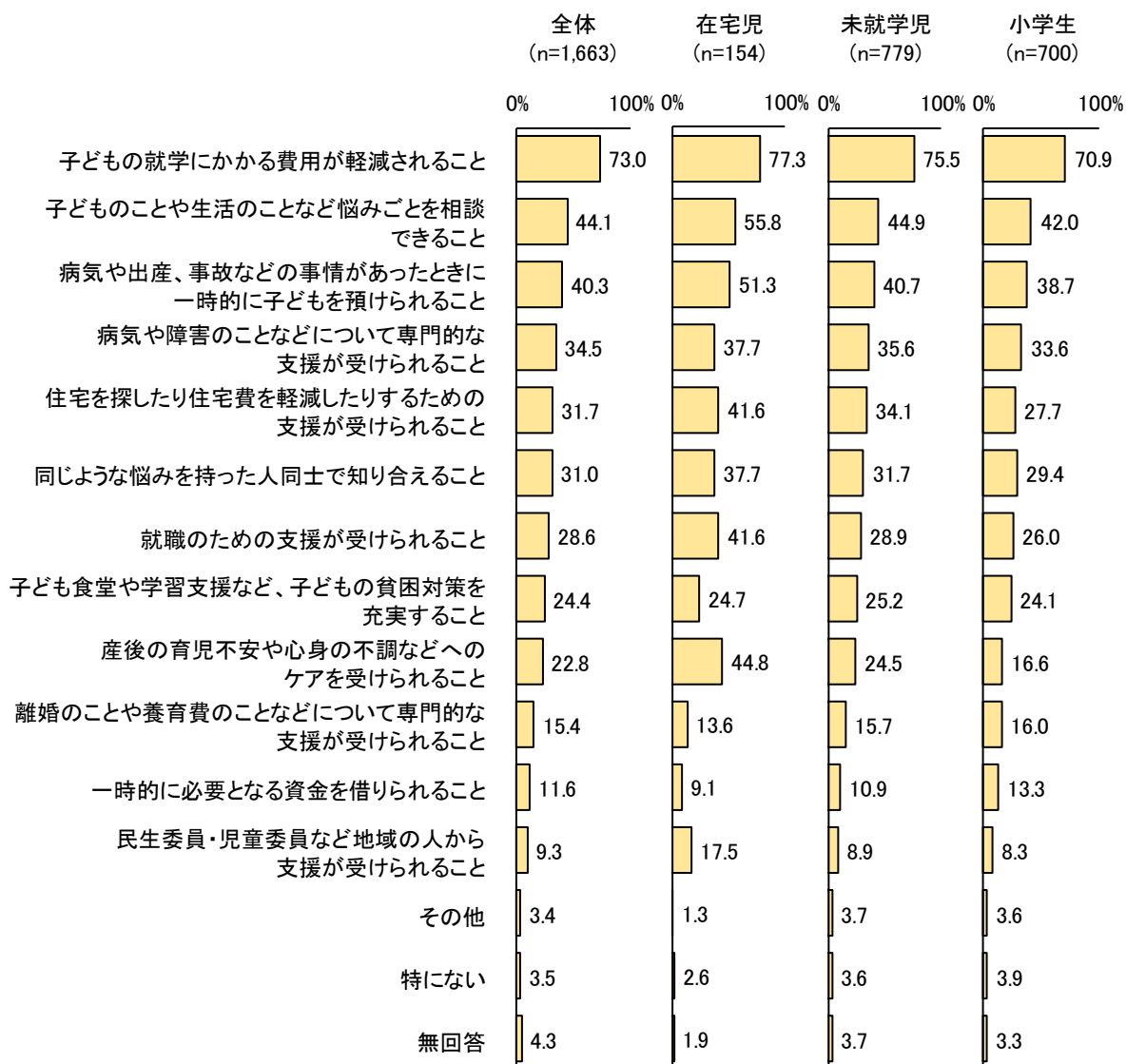


	偏差値		区分		
	満足度	重要度	満足度低い	重要度高い	重点施策
保育サービスの充実	45.1	55.4	○	○	●
子育て支援のネットワークづくり	52.4	38.1			
経済的支援の充実	43.3	63.8	○	○	●
子どもや母親の健康の確保	66.9	48.3			
食育の推進	68.9	43.1			
小児医療体制の確保	35.9	70.5	○	○	●
職業生活と家庭生活との両立の支援	44.5	43.2	○		
子育て世帯にやさしい生活環境の整備	37.9	52.1	○	○	●
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	51.4	55.9		○	
児童虐待防止対策の充実	52.6	48.2			
ひとり親家庭の自立支援の推進	50.1	39.9			
障害児施策の充実	51.0	41.3			

⑤子育てをしていく上で重要なこと

子育てをしていく上で重要なことは、全体及び各調査対象において「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」がいずれも70%を超えて最も多くなっています。

在宅児では、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」と「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が過半数を占めています。また、「産後の育児不安や心身の不調などへのケアを受けられること」が比較的多くなっています。



6 本市の現状からみる主な課題

（１）幼児期の教育・保育の充実

県の市町村別保育所等利用待機児童数によると、平成31年4月1日現在の本市の待機児童数は3人で、平成29年の70人から大幅に減少し、直近の5年間では最も少なくなっている状況です。

アンケート調査によると、現在6割強の母親が就労しており、休業中の母親を含めると7割弱となっており、2割強が就労していない状況です。

しかし、就労していない母親の7割強が就労したいと考えていることから、保育ニーズは高まっていくことが想定され、待機児童ゼロを達成するためにも、今後の母親の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

（２）地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、子育てをしていく上で重要なこととして、すべての調査対象（未就学児の保護者、在宅児の保護者、小学生の保護者）において「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」に次いで第2位となっており、悩みごとを相談しやすい環境づくりが重要です。

そこで、子育てに関する相談先についてみると、「配偶者・パートナー」や「子どもの祖父母」、「友人・知人」がいずれも過半数を占めており、身近な人への相談が多くなっています。

一方で、「近所の人」や「民生委員・児童委員」などの割合は低くなっており、身近な人以外への子育てに関する相談機会は少ないことがうかがえます。

また、国勢調査によると、本市のひとり親家庭の割合は年々増加しており、相談先の確保など生活のための支援が重要です。

今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、孤立する子育て家庭が増加していくことが想定され、相談する相手が身近にいない家庭に対して、保護者が悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

（３）仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本市の働く女性の割合は増加傾向にあります。女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の差も年々小さくなっていることから、仕事と子育てを両立できる環境づくりが重要です。

また、アンケート調査においても、子育ての辛さを解消するために必要なこととして「仕事と家庭生活の両立」が6割を占め第1位となっており、加えて、市の子育て支援の取り組みにおいては「職業生活と家庭生活との両立の支援」の満足度が低くなっていることから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援の充実が求められます。

（４）多様な保育サービスの充実

アンケート調査によると、私用等の目的で教育・保育事業を「利用したい」と回答した家庭は約4割となっており、利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が約6割、「私用、リフレッシュ目的」が6割弱を占めており、就労だけではなく様々な理由による保育サービスの利用が望まれています。

また、在宅児のいる家庭では、子育ての辛さを解消するために必要なこととして「保育サービスの充実」が約6割を占め第1位となっており、ライフスタイルの多様化や働き方改革が進む中で、子育ての不安や孤立感を和らげ、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な保育サービスを充実することが求められます。

（５）保健・医療体制の充実

アンケート調査によると、市の子育て支援の取り組みについて、すべての調査対象において「小児医療体制の確保」が最重要施策となっており、早急に対応することが求められます。

具体的には「病児保育の充実」や「休日や夜間の医療体制の整備」など、緊急時の医療体制の充実を求める記述が多くなっています。

また、子育てをしていく上で重要なこととして、比較的小児の年齢が低い在宅児の保護者において「産後の育児不安や心身の不調などへのケアを受けられること」が4割強となっており、親子がともに安心して健康に過ごすことができる環境づくりが求められます。

（６）子育てしやすい生活環境の充実

アンケート調査によると、市の子育て支援の取り組みについて、すべての調査対象において「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」と「経済的支援の充実」は、ともに満足度が低く、重要度が高い重点施策群に位置付けられており、今後重点的に取り組むことが求められます。

「子育て世帯にやさしい生活環境の整備」について、具体的には「公園や支援センターの充実」や「通学路の整備」、「防犯パトロールの強化」などの記述が多く、子どもの遊び場や居場所、安全・安心等に関する生活環境の充実が求められます。

「経済的支援の充実」について、具体的には「学費等の費用の軽減」や「医療費の無償化」などの記述が多く、また、子育てをしていく上で重要なことにおいても「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が第1位となっており、子育てにかかる費用負担の軽減が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。

◇◆基本理念◆◇

未来に輝く子どもたち みんなで育てるまち もばら

子どもは社会の希望であり、未来の力でもあります。子どもたちの健やかな成長のためには、子どもの幸せを社会全体で支え合うことを前提とした環境づくりが必要です。

そのためには、子育ての当事者である親や、事業者のみならず、すべての市民が「茂原で子どもを育てる」という意識の啓発も重要であると言えます。

本市の未来を担う子どもたち一人一人が生き生きと輝くことができるよう、地域が一体となった「みんなで育てる」まちを目指し、本計画を推進していきます。

2 計画の重点施策と分野別施策

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として「子ども・子育て支援法」に規定される「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に加え、第1期計画において掲げてきた各施策について引き続き基本目標を掲げ、推進していきます。

(1)「子ども・子育て支援法」の重点施策

重点施策1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

また、「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進し、待機児童ゼロの達成及び維持に努めます。

重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。

また、「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりについて検討していきます。

■地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| ○利用者支援事業 | ○地域子育て支援拠点事業 |
| ○妊婦健康診査 | ○乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業） |
| ○養育支援訪問事業 | ○子育て短期支援事業 |
| ○ファミリー・サポート・センター事業 | ○一時預かり事業 |
| ○延長保育事業 | ○病児保育事業 |
| ○放課後児童健全育成事業（学童クラブ） | ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | |

(2) 分野別施策

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減し、子育てしやすい環境となるように、地域との連携を図りながら、多様な保育サービスを提供するとともに、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費や保育料の助成など、経済的負担の軽減を図ります。

基本目標2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

母親が安心して妊娠・出産・子育てすることができるように、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

また、子どもが心身ともに健やかに成長することができるように、健康増進や食育の観点から支援を充実するとともに、小児医療体制の確保に努めます。

基本目標3 子育てを支援する環境の整備

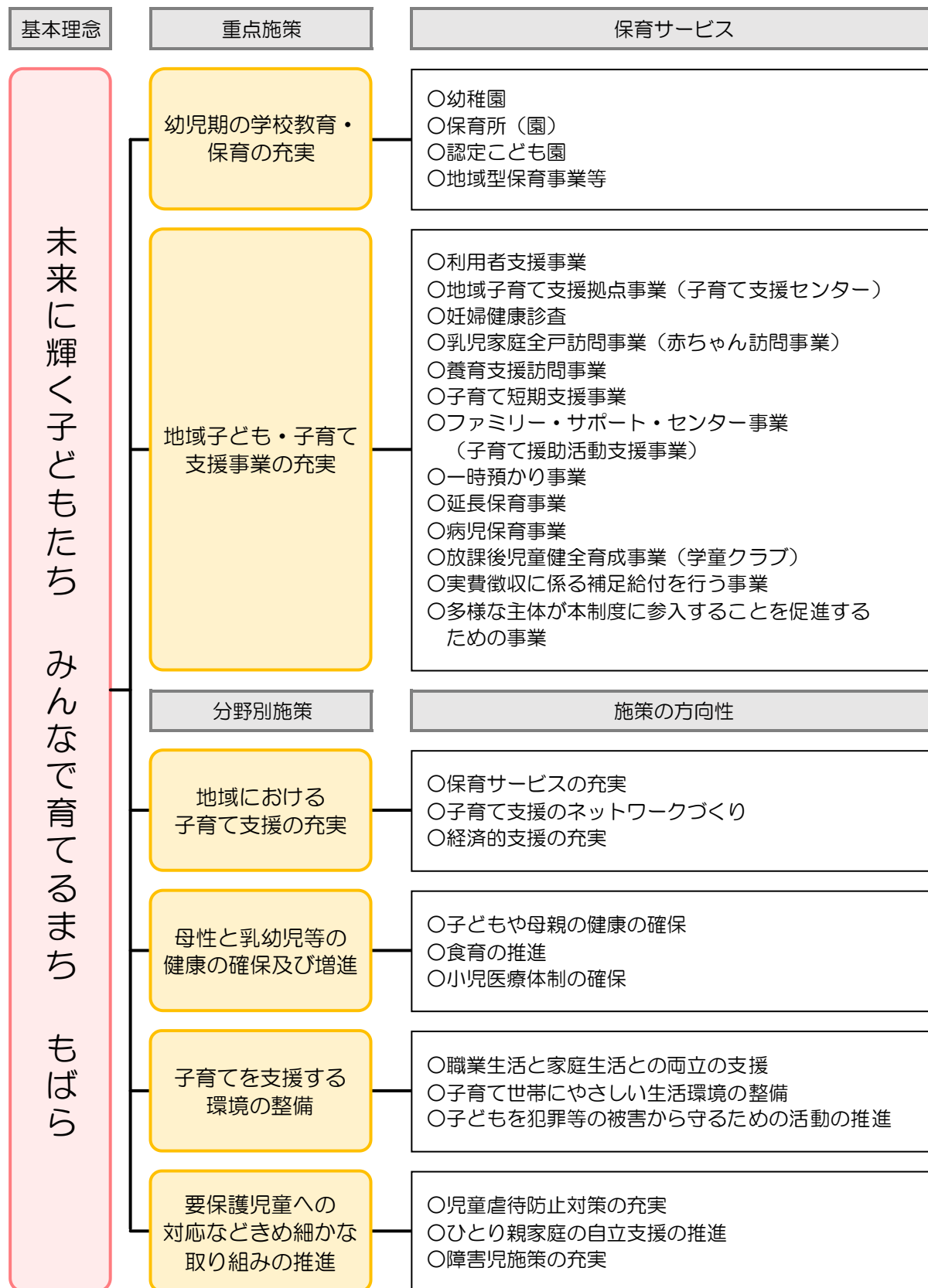
子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、啓発・広報等を充実します。

また、安心・安全に子どもの育ちと子育てを支える環境となるよう、子育て家庭に配慮した生活環境を整備するとともに防犯対策に努めます。

基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待をはじめとする要保護児童対策について、保護者の不安や心配、悩みが軽減され、責任とゆとりを持って子育てができるように、また、子どもに必要な支援や適切な指導を行うことができるように、関係機関と連携しながら、きめ細かな取り組みを推進します。

3 施策体系



第4章 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保方策

1 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付費と、小規模保育事業等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組みます。

■子ども・子育て支援新制度の全体像



2 教育・保育の提供区域の設定

本計画の策定において、子ども・子育て支援法では、需要の指標となる「量の見込み」、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

教育・保育提供区域は、事業計画としての事業資源の配置バランス上の枠組みであり、サービスの確保に向けた需給調整の区域です。ただし、事業実施単位ではないので、区域外に居住する子どもが、他の区域の施設に通園できないなどの制約を設ける単位ではありません。

なお、国の示した基本指針では、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域と示されています。本市の場合、通勤途中の子どもの送迎などの様子から、車の移動が一般的と考えられます。

■地区ごとの保育所・幼稚園などの設置状況

	公立保育所	公立幼稚園	私立保育園	私立幼稚園	認定こども園
茂原	町保保育所 朝日の森保育所	新茂原幼稚園	東茂原保育園	エンゼル幼稚園 ふたば幼稚園 茂原聖マリア幼稚園	高師保育園
東郷	東郷保育所			もばら幼稚園	
豊田	豊田保育所				
二宮	二宮保育所				認定こども園アップル 幼稚園
五郷	五郷保育所	五郷幼稚園			
鶴枝	中の島保育所 鶴枝保育所				
本納	本納保育所				
新治					
豊岡		豊岡幼稚園			

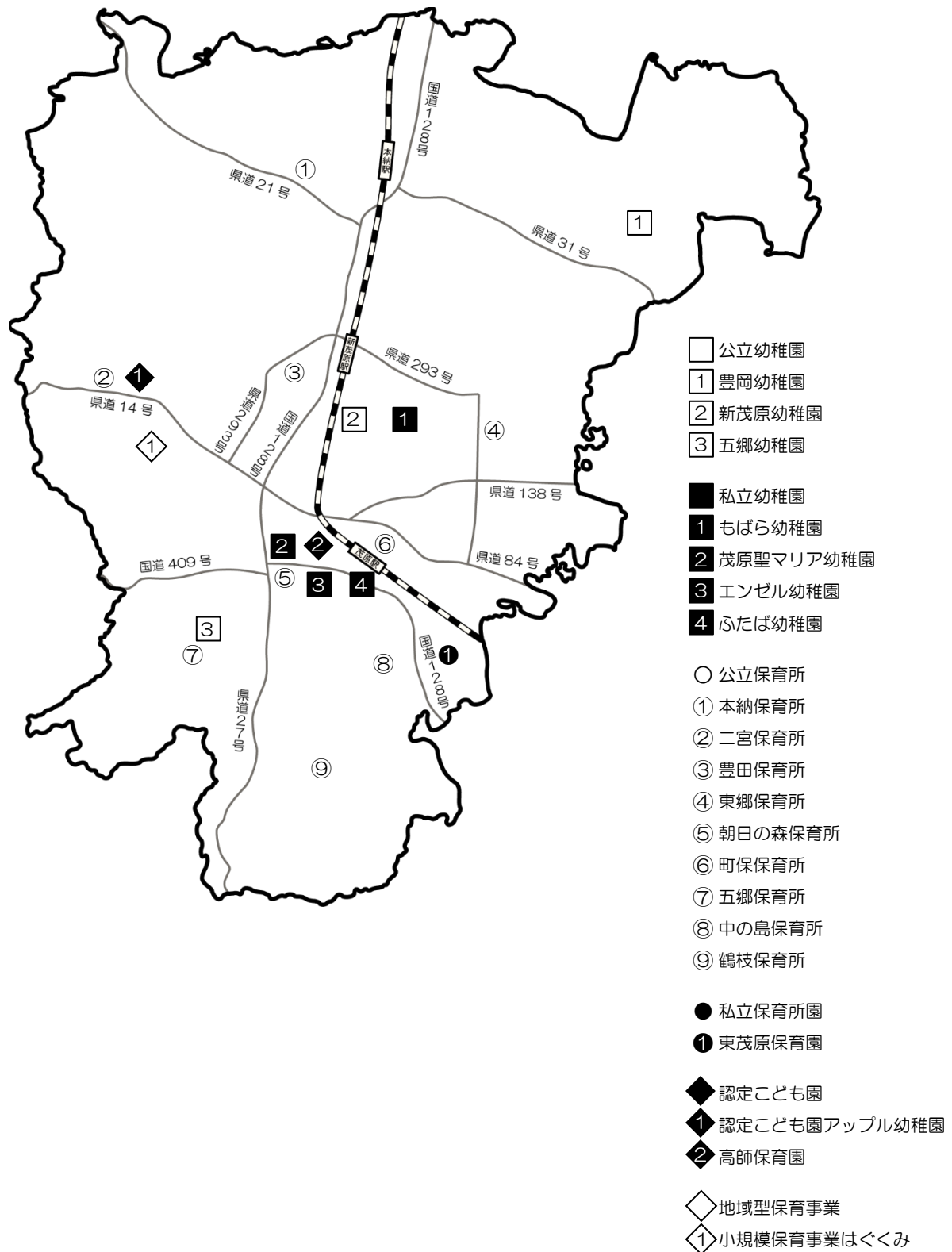
これまで、本市における地域子ども・子育て支援事業は、学童クラブを除き、市全域を対象として実施してきました。区域を細かく設定すれば、きめ細やかな計画になりますが、弾力的な運用がしづらいものになってしまいます。

本市では、今後、児童人口が減少し、各施設における少人数化が進んでいくことが想定されます。子どもの健やかな成長・豊かな人間性を培うためには、子ども同士の関係づくりや互いに尊重する心を育てることが大切です。そのため、少人数の中で特定の子どもとの関係づくりを進めるよりも、集団の中で様々な子どもと接していくことが重要であると考えます。

サービス提供側にとっては、市全域でサービスを展開していくことによって、広範囲の子どもを柔軟に受け入れられるため、運営が安定し、サービスを持続して提供しやすくなります。利用者側にとっても、勤務地の都合などで居住地区にない施設・事業を利用しやすくなります。

以上のような理由から、本市では、教育・保育提供区域を教育・保育及び子育て支援事業を通じて全市1地区として設定し、市全域で各サービスの需給の調整を図ります。

■本市における保育所・幼稚園などの設置状況



3 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園・認定こども園（1号認定・3～5歳）

令和2年度から私立幼稚園1園が子ども・子育て支援新制度に移行することを見込んでいます。

令和2年度から3年度にかけて公立幼稚園1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

令和3年度から4年度にかけて公立幼稚園1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
3～5歳人口（人）①	1,918	1,905	1,888	1,780	1,754
見込量（人）②	918	921	888	778	700
確保方策（人）③	1,290	1,235	1,235	1,185	1,130
差異（③－②）	372	314	347	407	430
利用率（②／①）	47.9%	48.3%	47.0%	43.7%	39.9%

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3～5歳推計人口（人）①	1,665	1,648	1,520	1,463	1,401
見込量（人）②	631	592	515	467	419
1号認定（人）	467	438	381	346	310
2号認定（人）	164	154	134	121	109
確保方策（人）③	1,090	960	950	950	950
差異（③－②）	459	368	435	483	531
利用率（②／①）	37.9%	35.9%	33.9%	31.9%	29.9%

(2) 保育所・認定こども園など

① 2号認定（3～5歳）

令和2年度から3年度にかけて公立保育所2園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

令和3年度から4年度にかけて公立保育所1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

■ 第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
3～5歳人口（人）①	1,918	1,905	1,888	1,780	1,754
見込量（人）②	900	885	902	875	910
確保方策（人）③	1,163	1,163	1,163	1,136	1,121
差異（③－②）	263	278	261	261	211
利用率（②／①）	46.9%	46.5%	47.8%	49.2%	51.9%

■ 第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3～5歳推計人口（人）①	1,665	1,648	1,520	1,463	1,401
見込量（人）②	887	900	850	837	820
確保方策（人）③	1,121	1,025	1,050	1,050	1,050
差異（③－②）	234	125	200	213	230
利用率（②／①）	53.3%	54.6%	55.9%	57.2%	58.5%

②3号認定（0歳）

令和2年度から3年度にかけて公立保育所2園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

令和3年度から4年度にかけて公立保育所1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。また、地域型保育事業が1か所認可されることを見込んでいます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
0歳人口（人）①	539	590	514	511	472
見込量（人）②	43	53	55	46	55
確保方策（人）③	55	55	55	63	63
差異（③－②）	12	2	0	17	8
利用率（②／①）	8.0%	9.0%	10.7%	9.0%	11.7%

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳推計人口（人）①	464	452	440	424	415
見込量（人）②	58	61	63	65	67
確保方策（人）③	63	64	70	70	70
差異（③－②）	5	3	7	5	3
利用率（②／①）	12.6%	13.5%	14.4%	15.3%	16.2%

③3号認定（1・2歳）

令和2年度から3年度にかけて公立保育所2園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。

令和3年度から4年度にかけて公立保育所1園が閉園し、認定こども園1園が開園されることを見込んでいます。また、地域型保育事業が1か所認可されることを見込んでいます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1・2歳人口（人）①	1,247	1,146	1,133	1,118	1,039
見込量（人）②	369	394	401	440	428
確保方策（人）③	451	451	451	451	451
差異（③－②）	82	57	50	11	23
利用率（②／①）	29.6%	34.4%	35.4%	39.4%	41.2%

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1・2歳推計人口（人）①	991	942	922	898	870
見込量（人）②	426	422	430	435	437
確保方策（人）③	451	422	438	438	438
差異（③－②）	25	0	8	3	1
利用率（②／①）	43.0%	44.8%	46.6%	48.4%	50.2%

4 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現在、子育て支援サービスの利用についての相談は、子育て支援課や保健センター窓口で受けています。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
基本型・特定型（か所）	1	1	1	1	1
母子保健型（か所）	0	0	1	1	1

■第2期計画の見込み

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
基本型・特定型（か所）	1	1	1	1	1
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

○基本型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○特定型：主に市町村窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

○母子保健型：主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現在市内3か所で実施しています。令和3年度と令和4年度に認定こども園の開園による実施か所の増加を見込んでいます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	4,904	4,318	5,819	5,153	5,863
確保方策(か所)	2	2	2	3	3

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	6,213	6,583	6,976	7,392	7,833
確保方策(か所)	3	4	5	5	5

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦が安心して安全な出産を迎えることができるよう、関係機関（産婦人科医院等）との連携を図りながら実施します。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人)①	6,704	6,385	6,441	5,953	5,822
確保方策(人)②	6,704	6,385	6,441	5,953	5,822

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推計出生数(人)	464	452	440	424	415
見込量(人)①	6,496	6,328	6,160	5,936	5,810
確保方策(人)②	6,496	6,328	6,160	5,936	5,810

※見込量は年間延人数。妊婦が健診を14回受診するとし、各年度の推計出生数を乗じて推計

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

保健師・看護師・保育士が訪問しており、保護者の産後の不安を和らげる子育て相談ができるよう、訪問連絡を積極的に実施しながら、乳児のいる全家庭を訪問できるよう実施します。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人)①	578	550	451	484	452
確保方策(人)②	578	550	451	484	452

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
推計出生数(人)	464	452	440	424	415
見込量(人)①	464	452	440	424	415
確保方策(人)②	464	452	440	424	415

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(件)①	10	16	15	18	20
確保方策(件)②	10	16	15	18	20

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(件)①	22	25	27	28	30
確保方策(件)②	22	25	27	28	30

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在、事業は未実施となっていますが、今後の実施の可能性を含め、事業者に対して事業内容の周知・啓発を実施します。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	0	0	0	0	772
確保方策(か所)	0	0	0	0	0

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	658	642	608	587	567
確保方策(か所)	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

平成30年5月1日から事業を開始するとともに、市内教育機関、保育施設、小学校、民生委員等への周知・啓発を実施しています。平成30年度にはマッチングの成約はありませんでしたが、依頼会員38名・提供会員18名、両方会員2名の58名の会員が登録されました。

今後も事業の周知・啓発を行い、会員の確保に努めます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	0	0	0	0	294
確保方策(か所)	0	0	0	1	1

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	102	99	98	94	91
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

一時預かり事業のうち、「幼稚園型」にあたる事業です。

令和3年度と令和4年度に認定こども園の開園による実施か所の増加を見込んでいます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	14,093	20,984	22,509	19,139	18,402
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	17,693	17,011	16,356	15,726	15,120
確保方策(か所)	5	6	7	7	7

②幼稚園型を除く

令和4年度に公立保育所1園で新たに実施されることを見込んでいます。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	244	350	236	289	321
確保方策(か所)	4	4	5	5	5

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	357	396	440	489	544
確保方策(か所)	5	5	6	6	6

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在、市内の公立保育所9園、私立保育園1園、私立認定こども園2園、地域型保育事業1か所において、事業を実施しています。

令和3年度と令和4年度に認定こども園の開園に伴う公立保育所の統廃合を行うため、実施か所の減少を見込んでいます。

今後は、子育て中の保護者へ事業の周知・啓発を図るとともに利用しやすいサービスの構築に努め、利用者の拡大を図ります。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	2,146	2,146	2,206	1,745	1,881
確保方策(か所)	12	13	13	13	13

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	1,798	1,753	1,661	1,605	1,548
確保方策(か所)	13	12	12	12	12

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、市内にある内科医院内において1日4人を定員で病児・病後児保育を実施しています。

今後は、子育て中の保護者へ事業の周知・啓発を図るとともに利用しやすいサービスの構築に努め、利用者の拡大を図ります。

■第1期計画の実績

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度 (見込値)
見込量(人日)	221	121	141	101	137
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込量と確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量(人日)	133	128	125	121	116
確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(11) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後に小学校の余裕教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

今後も利用者の増加が想定されることから、令和2年度に実施か所の増加を見込んでいます。

また、新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、学童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組みます。

また、障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

■第1期計画の実績

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
見込量（人）	1年生	171	158	162	162	186
	2年生	165	165	133	164	151
	3年生	98	150	128	133	133
	4年生	59	57	90	83	87
	5年生	19	19	35	31	38
	6年生	11	9	8	18	15
	合計①	523	558	556	591	610
確保方策（人）②		570	600	600	615	630
差 異（②－①）		47	42	44	24	20
確保方策（か所）		18	19	19	19	19
【参考】放課後子ども教室（か所）		4	5	5	6	6

■第2期計画の見込量と確保方策

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
見込量（人）	1年生	192	174	204	184	189
	2年生	146	143	123	137	118
	3年生	139	143	150	138	164
	4年生	99	105	110	117	108
	5年生	39	46	50	53	57
	6年生	16	16	18	18	19
	合計①	631	627	655	647	655
確保方策（人）②		670	670	670	670	670
差 異（②－①）		39	43	15	23	15
確保方策（か所）		20	20	20	20	20
【参考】放課後子ども教室（か所）		7	7	8	8	9

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況や多子世帯等、市町村が定める基準に該当する保護者に対し、「日用品、文房具等の購入に要する費用」や「食事の提供に要する費用」を助成する事業です。

①教育・保育給付認定保護者が特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や近隣の市町村の動向をみながら、実施の検討をします。

②特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園から食事の提供を受けた場合に、施設等利用給付認定保護者が支払うべき費用を助成する事業です。本市では、新制度未移行幼稚園の利用者で、年収360万円未満相当世帯や、園児が小学校3年生以下で数えて第3子以降にあたる場合等、月額4,500円を上限として副食費の助成を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

5 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、「学校教育」「保育」「子育て支援」を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

本市では、第1期計画期間中、平成30年度に私立幼稚園1園、令和元年度に私立保育園1園が認定こども園に移行しました。本計画期間中は、令和3年度と令和4年度に認定こども園を1園ずつ整備いたします。

今後も、子育て世代の保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開し、子育て世代の定住促進や地域力の向上につながるまちづくりを推進します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

認定こども園・幼稚園・保育所の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

6 子ども・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

第5章 分野別施策の推進

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

少子高齢化や核家族化が進行し、女性の社会進出や働き方改革が進むなか、保育ニーズが多様化しています。

本市では、障害児保育や乳児保育を実施し、安心して子どもを預けることができる多様な保育サービスの充実に努めています。

また、サービスの担い手としては、行政だけでなく、民間事業者、子育てサークル、高齢者や子育て経験者など、地域の多様な主体の参画が期待されることから、質の高い保育サービスの提供に努めるとともに、民間事業者やボランティア等の活動を尊重し、子どもの学習支援やネットワークづくり、子育てに関する情報提供等の支援をしていきます。

さらに、子育てには、教育費、医療費をはじめとし、多くの費用が掛かります。子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されないように、子どもと子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

1 保育サービスの充実

【事業番号1】

事業名	障害児保育事業	担当課	障害福祉課、子育て支援課
事業内容	保護者の労働等により家庭での保育ができない障害児で、集団保育が可能な児童を受け入れます。		
令和元年度までの取り組み	各保育所において障害児の受け入れ体制の整備に努めました。		
今後の方向性	社会的必要性も高いことから、引き続き受け入れ体制の整備に努めます。		

【事業番号2】

事業名	乳児保育の実施	担当課	子育て支援課
事業内容	すべての保育所で乳児の受け入れ体制を整備します。		
令和元年度までの取り組み	すべての保育所において、生後57日目からの乳児を受け入れました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号3】

事業名	民間保育サービスの活用の促進	担当課	子育て支援課
事業内容	保育サービス及び学童クラブの充実、地域子育て支援センターの設置等、仕事と子育ての両立を支援するための民間の力を活用した多様な保育サービスの実施・充実に努めます。		
令和元年度までの取り組み	私立保育園・幼稚園の認定こども園への移行支援を行いました。また、社会福祉協議会や保護者会等の民間活力を活かし、放課後児童健全育成事業の運営に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

2 子育て支援のネットワークづくり

【事業番号4】

事業名	地域の力を生かした子育て支援	担当課	子育て支援課、生涯学習課 保健センター、社会福祉協議会
事業内容	地域の力を生かした子育て支援として、NPO・茂原市子どもセンター・ボランティア・地域住民などを対象とした相互援助活動の支援をします。また、相談事業等の中で、子育てサークルの紹介をします。		
令和元年度までの取り組み	・乳児相談で実施している「ブックスタート事業」では、地域から読み聞かせボランティアの協力を得て実施しました。 ・「育児パパおとこ塾」では、孫育てをテーマとし、祖父母も含めて安心して子育てができる講座を開催しました。 ・子育ての孤立を予防する「ままのわ」では、産婦同士で支えあえる自主サークルの育成に努めました。 ・子どもセンターの運営を補助した他、常にセンターと連絡が取れる体制を維持しました。 ・子ども食堂運営団体の主催する各セミナーへの支援を実施するとともに、事業の周知に努め、子どもの居場所づくりを促進しました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号5】

事業名	地域未来塾事業 【新規】	担当課	生涯学習課
事業内容	地域の教員OB、一般ボランティア等の教育力を活用し、学習習慣の確立と学力向上を目的とした学習支援を行います。		
令和元年度までの取り組み	平成30年度は市内2中学校の3年生を、令和元年度は市内3中学校の3年生を対象に、原則無料で地域未来塾を開講しました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号6】

事業名	子育て支援サービスに関する情報提供	担当課	子育て支援課、保健センター
事業内容	子育て世帯が必要な情報を得られるように、また、市民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、保育・母子保健事業の情報や子育てサークルの紹介等各種情報の提供と内容の充実に努めます。		
令和元年度までの取り組み	・妊娠届出時や赤ちゃん訪問、転入時の案内等の機会を通じて、「もばらで子育てガイドブック」を用いて、子育て支援に関する情報提供を行いました。 ・市の公式ウェブサイト等で、保育サービスの情報を提供しました。 ・出生時に母子事業の案内を配布し周知に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号7】

事業名	家庭児童相談事業	担当課	子育て支援課
事業内容	子どもの生活習慣、しつけの問題、家庭における人間関係、学校生活、引きこもり、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について相談を受け付けます。その際、案件によっては、家庭訪問、児童相談所等関係機関へ連絡をとり対処します。		
令和元年度までの取り組み	相談担当として、保健師2名と児童相談員2名を配置し、電話、面接、訪問を行い、子どもの生活習慣、しつけ問題、家庭内の人間関係、学校生活、不登校など児童の養育に関連する様々な問題について助言や継続指導を行い、相談者の不安の軽減を図りました。各関係機関と連携を密にし、ネットワークを活用しながら相談や訪問を行い困難なケースについては、個別支援会議を随時開催し、家庭問題に関する相談や解決に向け取り組みました。		
今後の方向性	上記の取り組みを継続するとともに、従事する職員の資質やスキルの向上に努め、相談体制の充実を図り、増加傾向にある相談業務に取り組みます。		

3 経済的支援の充実

【事業番号8】

事業名	保育所保育料の減免	担当課	子育て支援課
事業内容	2人以上同時入所、ひとり親世帯、災害、疾病、第3子以降、その他の経済的な理由等により市長が保育料の納入が困難と認めた者を対象に保育料の減免を行い、経済的支援に努めます。		
令和元年度までの取り組み	2人以上同時入所、ひとり親世帯や第3子以降等の保育料を減免しました。また、平成30年10月から婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、寡婦（夫）控除のみなし適用を行い、減免対象を拡充しました。		
今後の方向性	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳～5歳児については保育所保育料が無償となりますが、0歳～2歳児については非課税世帯のみ無償化の対象となるため、課税世帯に属する0歳～2歳児の減免対象者は、引き続き減免を行います。		

【事業番号9】

事業名	児童手当の支給	担当課	子育て支援課
事業内容	子育て世帯への経済的支援と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的として、中学校修了までの児童を養育している方に児童手当の支給を行います。		
令和元年度までの取り組み	国・県の通知等に基づき、受給者の把握・認定処理・現況届受付等を行い、手当の適正な支給に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号10】

事業名	子ども医療費の助成	担当課	子育て支援課
事業内容	中学校修了までの児童の入院医療費及び通院医療費の助成を行い、経済的な支援をします。		
令和元年度までの取り組み	平成27年4月診療分から外来の助成対象を中学生まで拡充、また平成29年8月診療分から所得制限を撤廃するなど限られた財源の中で子育て世帯の経済的支援と子どもの保健衛生の向上に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続するとともに、他市町村の動向を考慮しながらさらなる拡充について検討します。		

基本目標2 母性と乳幼児等の健康の確保及び増進

子どもの健やかな育ちのためには、妊娠期から育児期にわたるまでの様々なニーズに対する切れ目ない支援を提供することが重要です。

そのため、安全・安心に妊娠・出産することができ、乳幼児が心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して育児ができるよう、各種健診及び相談支援、産前産後のサポートなど、子育て環境の整備に努めます。

食生活の面では、近年の社会環境等の変化に伴い、子どもの朝食欠食、偏った栄養摂取などの食生活の乱れや肥満傾向の増加などが見られ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、子どもたちの成長過程に応じた食育を推進していきます。

子どもの健全な育成のためには、小児医療体制の整備が最重要課題となります。子どもの健やかな育ちを支えるために、休日や夜間の対応など、地域の医療体制の確保に努めます。

1 子どもや母親の健康の確保

【事業番号11】

事業名	母子健康手帳等の交付	担当課	保健センター
事業内容	妊娠、出産、子どもの成長記録としてすべての親子が活用できるよう、母子健康手帳を保健センターで随時窓口交付します。交付に際しては、母子健康手帳の使い方の説明、市町村母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、妊婦・乳児健康診査受診票の使い方の説明、子どもの医療対策の周知に努めます。転入妊婦については、連絡票を作成・活用しています。また、ハイリスク妊婦等を支援するため、相談体制の充実と産婦人科医との連携を図ります。		
令和元年度までの取り組み	・住民登録のある妊婦に対し妊娠届を提出してもらい、母子健康手帳本体及び別冊副読本を交付し、制度や活用方法について周知に努めました。 ・保健師が全数面接を実施しており、アンケートを用いて、妊婦・家族の相談内容の確認、その後ケアプランを作成し、ハイリスク妊婦・特定妊婦には、今後の関わりが持ちやすいように相談体制の充実に努めました。 ・平成30年度より20歳まで記入できる母子健康手帳へ変更しており、家族が長く愛用できるものにしました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号12】

事業名	産後ケア事業 【新規】	担当課	保健センター
事業内容	産後、家族等から十分な援助が受けられず、心身の不調又は育児不安等がある母子に対して、助産師等が心身のケアや育児サポートを行い、安心して子育てができるように支援します。		
令和元年度までの取り組み	産後の休息等ができず、産後うつになってしまった母親や育児手技が未熟なまま産後退院し、子育てに不安を抱えている母親が安心して子育てができるような支援の充実を図ります。令和元年9月より市内産科医療機関へ委託し、宿泊型、日帰り型を開始しました。		
今後の方向性	兄弟がいることや交通手段がないなどの理由で宿泊型や日帰り型を利用できない母子に対し、アウトリーチ型を実施できるよう検討します。		

【事業番号13】

事業名	産前産後サポート事業 【新規】	担当課	保健センター
事業内容	家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師や保健師等による相談支援を実施します。		
令和元年度までの取り組み	身近に相談相手がおらず、不安を抱えている妊産婦に対し、助産師等が中心になり、日帰り型・集団型として「ままのわ・ままのわミニセミナー」等、個別型として「助産師相談」を実施しました。自主グループ「もばびよ」の立ち上げのサポートも行い、孤立予防につながっています。		
今後の方向性	地域とのつながりを持てるように、子育て経験者・シニア世代の方の協力を得て、不安を抱える妊産婦が気軽に相談できる体制づくりに努めます。		

【事業番号14】

事業名	ママ・パパ教室の開催	担当課	保健センター
事業内容	充実した妊娠期を過ごすことが母体、胎児ともに必要であり、子育て期の初めての事業として、ママ・パパ教室を開催しています。夫や仕事を持つ妊婦がより参加しやすいよう、土曜日も設定しています。近年は育児面（児童虐待予防含む）の指導を充実させています。		
令和元年度までの取り組み	妊婦とその配偶者などを対象とし、平日コースと土曜日コースを設けて開催しました。産後の育児や栄養・歯科保健の内容および助産師の講義を充実させました。沐浴やおむつ交換などを体験したり、先輩ママやパパと交流する機会を設けたりすることで、育児に関する不安を緩和し、夫婦が協働して子育てができるような工夫に努めました。		
今後の方向性	出生数は年々減少しているため、市に期待される本事業のあり方を考えながら内容を検討して実施します。		

【事業番号15】

事業名	妊産婦訪問	担当課	保健センター
事業内容	ハイリスク妊婦や特定妊婦を中心に、安心して出産・子育てができるように助産師や保健師が家庭訪問を行います。 産婦については、「乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問事業）」にて、産後うつが心配される等の継続支援が必要な産婦に対し、安心して子育てができるように助産師や保健師が訪問を行います。		
令和元年度までの取り組み	平成 28 年度までは「新生児訪問・妊産婦訪問」として事業を実施していましたが、平成 29 年度に「新生児訪問」と「こんにちは赤ちゃん訪問」を統合し、「赤ちゃん訪問」としました。その後は「妊産婦訪問」として実施しています。 妊娠届出時に若年・高齢・精神疾患の既往、生活困窮などの課題がある妊婦に対し、助産師や保健師が妊娠中から産後にかけて訪問しました。その他、「赤ちゃん訪問事業」にて育児不安が強いなどの継続支援が必要な産婦に対して助産師や保健師が訪問しました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号16】

事業名	乳幼児訪問指導の実施	担当課	保健センター
事業内容	育児不安がある親や各種健診、相談後に継続個別指導が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問や電話をかけ、保健指導を行います。また、乳幼児健診の未受診者に対し、保護者等へ健診の必要性について理解を促し、受診勧奨に努めます。		
令和元年度までの取り組み	妊娠届出や乳児相談・幼児健康診査にて継続支援が必要と判断した家庭には、電話・面接・訪問による継続支援を実施するとともに、必要に応じて子育て支援課や関係機関のサービスに繋げました。また、乳児相談・幼児健康診査未受診者に対し、保健師による電話・訪問を実施し、受診勧奨と状況把握に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号17】

事業名	乳幼児健康診査の実施	担当課	保健センター
事業内容	乳児健診（3～6か月児、9～11 か月児：医療機関に委託）、1 歳6か月児・3 歳児健康診査を実施するとともに、支援が必要な母子に対しては、家庭訪問、電話相談を実施し、継続的に支援しています。また関係機関と連携し、療育支援事業の紹介をしています。未受診者の中により支援が必要な家庭が存在することから、訪問や関係機関との連携により、情報収集に努め、適切な支援を実施します。		
令和元年度までの取り組み	法定健診として 1 歳6か月児・3 歳児健診を年 12 回実施、市任意事業として 2 歳児歯科健診を年 6 回実施しました。健診の結果、経過観察や要精密検査となった児童については、保健師が電話や訪問等により適切な支援を実施しました。発達に心配のある児童については、子育て支援課の子育て相談やことばの相談のほか、関係機関の療育支援事業につなげました。また、未受診者については、訪問等で受診勧奨を実施するとともに状況把握に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号18】

事業名	乳幼児健康相談の実施	担当課	保健センター
事業内容	乳児がいる家庭を対象に、育児不安等への早期援助と、育児情報の交換による仲間づくりの支援を図るため、6か月乳児相談を実施します。親子遊びを通し、親子の愛着形成の促進を図り、母親同士の交流がもてるように促すとともに異常の早期発見、疾病改善への援助をします。6か月乳児相談の場において、図書館・子育て支援課・健康管理課の3課合同のブックスタート事業を実施しており、親が本の読み聞かせを通して子どもとのかかわりを学ぶ機会の提供に努めます。また、随時、乳幼児がいる家庭を対象に個別相談に応じます。		
令和元年度までの取り組み	集団指導にて生後6か月時期に必要な親子のふれあい遊び・情緒発達の話（保育士）、離乳食の進め方（栄養士）、歯の手入れ方法（歯科衛生士）の指導を実施しました。 子育ての孤立予防として平成30年度より、同じ月齢を持つ母同士の交流の場となるように、地区ごとに対象者を選出し、離乳食を食べるスペースで自由に参加者同士が交流できるようにしました。		
今後の方向性	適宜、健康課題に合わせて集団指導の内容や母同士が交流できる場について検討します。		

【事業番号19】

事業名	乳幼児発達支援の充実	担当課	子育て支援課
事業内容	遊びを中心に親子のふれあいを通して、幼児の発達を支援する「ひまわりっこ教室」を実施し、乳幼児の育成指導事業の充実に努めます。また、子育て・ことばの相談を行い個別支援を行います。		
令和元年度までの取り組み	子どもの年齢や発達度合等に合わせて、ひまわりっこ教室を月2回実施しました。また、子育て・ことばの相談を行い、個別支援の場を設けました。		
今後の方向性	上記の取り組みを継続し、増加傾向にある発達支援の必要な乳幼児の育成指導事業の更なる充実に努めます。		

【事業番号20】

事業名	歯科健康診査等の実施	担当課	保健センター
事業内容	歯科医師による歯科健康診査、及び歯科衛生士による個別指導を実施しています。1歳6か月、3歳児健診及び2歳児歯科健診においては、希望者にフッ化物歯面塗布を実施するとともに個別指導に重点を置き、むし歯予防の啓発に努めます。また、幼稚園・保育所巡回歯科指導をはじめ、小学1・3・5年生と中学1年生まで継続した歯科指導を行うことにより、将来にわたり健康な生活が送れるよう「8020運動」を推進しています。		
令和元年度までの取り組み	各幼児健診において歯科衛生士による個別歯科指導およびフッ化物歯面塗布を実施しました。また、平成30年度より2・3歳児を対象にフッ化物塗布事業を行いました。幼稚園・保育所・小学校・中学校の歯科指導を実施するとともに歯質強化を目的としたフッ化物洗口を市内の認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校を対象に実施しました。		
今後の方向性	歯質強化のためにフッ化物塗布やフッ化物洗口を継続して実施し、う蝕罹患率の減少を図るとともに歯周病等も含めた歯科疾患の予防について啓発に努めます。		

2 食育の推進

【事業番号21】

事業名	離乳食指導	担当課	保健センター
事業内容	6か月乳児相談において母親等を対象に、離乳食の進め方や与え方を理解し、離乳食の大切さについて認識を深めてもらうための講話、地区組織の協力を得て、離乳食の試食を行い、離乳食指導に努めます。また、乳児相談、幼児健診、電話相談等で個別にも離乳食・幼児食に対しての不安が解消できるように努めます。		
令和元年度までの取り組み	6か月乳児相談において栄養士による離乳食の進め方の講話、離乳食の試食、個別相談を実施しました。また、電話や来所にて個別相談を実施し、個々に応じたきめ細やかな食事指導を実施し、保護者の不安軽減に努めました。		
今後の方向性	乳児期から望ましい食生活が営まれるように、きめ細やかな食事指導を継続していき、保護者の不安軽減に努めます。		

【事業番号22】

事業名	保育所給食の推進	担当課	子育て支援課
事業内容	自園給食方式により、3歳未満児の完全給食と3歳以上児の副食給食・離乳食・食物アレルギー対応食の提供に努めます。また、個々の栄養管理・体験を通しての食育・望ましいマナー等、保育所給食の充実に努めます。		
令和元年度までの取り組み	・給与栄養目標量を満たした質の高い給食の提供と、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を行いました。 ・各保育所において食育計画を作成し、食育の推進を図りました。 ・栄養管理の充実に図るため、公立保育所3園において給食調理業務の民間委託を行いました。		
今後の方向性	各保育所と連携を図りながら、上記の取り組みを継続し、保育所給食の充実に図ります。		

【事業番号23】

事業名	学校給食の推進	担当課	学校教育課
事業内容	児童生徒の発育や健康をつかさどる学校給食については、給食センター方式で実施しており、望ましい食習慣の形成や食事マナーの指導等を推進します。また、バランスのよい食事の提供や郷土色を取り入れた地元産の食材の使用等、学校給食の充実に努めます。さらに、児童生徒の家庭に対しては、献立表や給食だよりを発行・配布するなど情報の提供に努めます。		
令和元年度までの取り組み	児童生徒の心身の健康を増進するために必要な栄養素をバランスよく提供することに努めるとともに、旬の食材や地元産の食材を活かした季節感のある献立とすることで、食育の推進や学校給食の充実に努めました。また、給食への関心を高めるため、保護者に対して献立表や給食だよりを配布し、情報を提供しました。令和元年8月に自校給食方式を廃止し、9月より全児童生徒に新しい給食センターから給食を提供しました。		
今後の方向性	給食センターや学校等と連携を図りながら、上記の取り組みを継続し、学校給食の充実に努めます。		

【事業番号24】

事業名	健康生活推進員の活動	担当課	保健センター
事業内容	生涯を通じた健康づくりの一貫として、正しい食生活習慣の普及活動を展開します。また、地産地消の推進など食育活動に努めます。		
令和元年度までの取り組み	萩原学童クラブや東郷福祉センター等の他機関と連携し、正しい食習慣の普及および地産地消を推進しました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

3 小児医療体制の確保

【事業番号25】

事業名	地域医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	多様化する医療ニーズに対応するため、医師会及び歯科医師会協力を得ながら医療機関との連携を図り、地域医療体制の整備に努めます。		
令和元年度までの取り組み	小児専門医療機関と小児科を標榜する一般病院が、それぞれの機能に応じた役割分担に基づき、連携強化して効率的な医療体制の整備に努めました。		
今後の方向性	今後も医師会及び歯科医師会などの協力を得て、地域医療体制の整備に努めます。		

【事業番号26】

事業名	休日・夜間医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	休日・夜間当番医療体制、子どものかかりやすい病気やけが、事故の予防と対処方法の情報提供及び周知に努めます。		
令和元年度までの取り組み	広報、市ウェブサイト及び乳児相談等において、子ども急病電話相談（#8000番）の周知、啓発を図りました。また、医師会の協力のもと、小児救急講習を開催し、適切な医療受診ができるように知識の普及に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号27】

事業名	二次救急医療体制の整備	担当課	健康管理課
事業内容	妊娠中毒症や超未熟児等の周産期医療のため、NICU病床の整備や搬送体制の充実を図るよう関係機関との連携に努めます。また、二次救急医療体制の充実のため、特に小児救急の整備に努めます。		
令和元年度までの取り組み	小児医療におけるそれぞれの役割分担を明確化するとともに、初期、二次、及び三次の小児救急医療体制における円滑な受け入れ体制の整備に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

基本目標3 子育てを支援する環境の整備

近年の核家族化に伴い、多くの子育て家庭が、仕事と家庭の両立について悩みを抱えています。専業主婦（夫）家庭においても、子育てを担当している親の負担が過大し、育児不安等へ繋がっていくことが考えられます。

そのため、父親と母親が、家庭内で協力して子育てをしていくという意識を持ち、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することができるよう、子育てに対する意識の啓発や、働き方の見直しに関する情報提供等を行い、仕事と家庭の両立の支援に努めていきます。

また、子育て家庭が安全に安心して生活することができるように、子どもや子ども連れの保護者が安心して利用できる公共施設等の整備や、子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための実践的な訓練等を実施していきます。

1 職業生活と家庭生活との両立の支援

【事業番号28】

事業名	男女の働き方の意識の是正	担当課	企画政策課、商工観光課
事業内容	固定的な性別役割分担意識、職場における慣行等を解消するため、研修会・講演会への参加促進やパンフレットの配布に努めます。関係機関との連携により今後も意識の是正に努めます。		
令和元年度までの取り組み	国、県、関係団体から提供される研修会・講演会のチラシや啓発パンフレット等を、庁舎及び茂原商工会議所に設置、また、男女共同参画に係る会議・行事等で配布し、研修会・講演会への参加促進及び意識啓発を図りました。 - 茂原市ハートフルフェスタ実行委員会（ボランティアの組織）や茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会（庁内組織）、茂原商工会議所等、関係機関と連携し、研修会・講演会の開催及びチラシの配布を行いました。 - 市ホームページを活用し、法令・施策や支援機関等の情報提供を行い、固定的な性別役割分担意識や職場における慣行等を解消するための意識啓発に努めました。		
今後の方向性	国、県、関係団体から提供される研修会・講演会のチラシや啓発パンフレット等を広く配布し、研修会・講演会への参加促進及び意識啓発を図ります。 - 茂原市ハートフルフェスタ実行委員会や茂原市男女共同参画社会づくり推進委員会、茂原商工会議所等、関係機関と連携し、研修会・講演会の開催及び啓発パンフレットの作成・配布を行います。 - 広報や市ホームページを活用し、国、県をはじめとする関連機関の取り組みや支援機関等の情報提供を行い、固定的な性別役割分担意識や職場における慣行等を解消するための意識啓発に努めます。		

【事業番号29】

事業名	仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	担当課	企画政策課、商工観光課
事業内容	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法等について企業・事業主等への啓発に努めるとともに、住民に対する広報に努めます。今後も講演会や講座への参加、パンフレットの配布、男女雇用機会均等法などの法制度の周知・啓発に努めます。		
令和元年度までの取り組み	・法制度やワーク・ライフ・バランスの実現、女性の社会進出及び男性の家事・育児参加等に関する研修会・講演会について、国、県、関係団体から提供される研修会・講演会のチラシや啓発パンフレット等を、庁舎及び茂原商工会議所に設置、また、男女共同参画に係る会議・行事等で配布し、研修会・講演会への参加促進及び意識啓発を図りました。 ・ハートフルフェスタ実行委員会として、保健センター主催事業の企画立案の協力及び講師派遣をしました。 ・市ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての情報提供を行い、仕事と子育ての両立のための意識啓発に努めました。		
今後の方向性	・関係機関・部署と連携し、企業・事業主及び市民に対するワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての研修会・講演会の開催及び啓発パンフレットの作成・配布を行います。 ・広報や市ホームページを活用し、国、県をはじめとする関連機関の取り組みや支援機関等の情報提供を行い、仕事と子育ての両立のための意識啓発に努めます。		

2 子育て世帯にやさしい生活環境の整備

【事業番号30】

事業名	子育て世帯にやさしい公共施設等の整備	担当課	管財課
事業内容	公共施設等において、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室などの子育て世代が安心して利用できる施設の整備・維持に努めます。		
令和元年度までの取り組み	市庁舎において、授乳室の設置、ベビーベッドの設置、トイレの洋式化等を実施しました。		
今後の方向性	子育て世代が利用しやすい施設環境に留意し、適正な施設運営、維持管理に努めます。		

3 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【事業番号31】

事業名	防犯講習の実施	担当課	学校教育課、子育て支援課
事業内容	子どもが犯罪等に遭わないようにするために、校内における危機管理マニュアルによる実践的な講習訓練、保育所園児を対象に不審者対応訓練を実施します。		
令和元年度までの取り組み	各学校で危機管理マニュアルに基づいた訓練等を実施する際、警察等に依頼し、防犯講習等も併せて実施しました。		
今後の方向性	上記の取り組みについて、内容等を精査しながら継続します。		

基本目標4 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

近年、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶ちません。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

そのため、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、母子保健事業を通じた家庭状況の把握や相談体制の強化を図るとともに、被害を受けた子どもに対する細やかな対応に努めます。

また、ひとり親家庭や、障害を持つ子どもには、個々に応じた支援が必要であるため、支援が必要な子どもと子育て家庭に対し、関係機関で連携し、支援体制の充実に努めます。

1 児童虐待防止対策の充実

【事業番号32】

事業名	要保護児童対策地域協議会の運営	担当課	子育て支援課
事業内容	児童虐待を防止するとともに、虐待に対応するための環境整備を目的として、「要保護児童対策地域協議会」を設置します。教育、学校、警察、法務局の代表が集まり、情報交換や、課題や対応策等を協議する場を設けます。		
令和元年度までの取り組み	「茂原市要保護児童対策地域協議会」を設置し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催しました。		
今後の方向性	上記の取り組みを継続し、関係機関が連携して適切に対応できるよう努めます。		

【事業番号33】

事業名	虐待の発生予防	担当課	保健センター、子育て支援課
事業内容	児童虐待の発生を予防するため、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした、母子保健事業の強化に努めます。赤ちゃん訪問事業、乳児相談、幼児健康診査等において育児負担の状況把握をし、虐待の発生予防に努めます。		
令和元年度までの取り組み	- 赤ちゃん訪問事業、乳児相談、幼児健康診査等において育児負担の状況把握を行いました。 - 養育環境の確認や必要に応じた子育て支援サービスの紹介を行いました。 - 母子保健事業を通じて、母子の関わりの様子や育てづらさ、妊娠届時や幼児健康診査時のアンケート等も参考にしながら、不適切な養育にならぬように保健指導を行いました。 - 虐待のリスクが高い児童については要保護児童として取り扱い、関係機関と情報共有しながら、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、役割を分担しながら支援を行いました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

【事業番号34】

事業名	ひとり親家庭等の自立・就業支援	担当課	子育て支援課
事業内容	現行制度として、児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費等助成制度などがあり、自立・就学・相談支援の推進をします。また、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援するため、各種制度・支援をパンフレット、リーフレットを配布して周知に努めるとともに自立につながる対象教育訓練を受講した場合には、支払った経費の一部を支給します。		
令和元年度までの取り組み	国・県の通知等に基づき、各種給付金の適正な支給や奨学資金の貸付、出張ハローワークの実施等、ひとり親家庭の自立、就業支援に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号35】

事業名	児童扶養手当の支給	担当課	子育て支援課
事業内容	児童扶養手当の支給により、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ります。		
令和元年度までの取り組み	国・県の通知等に基づき、受給者の把握・認定処理・現況届受付等を行い、手当の適正な支給に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号36】

事業名	優先入居制度の活用	担当課	建築課
事業内容	公営住宅の空き家募集において、公募型公開抽選により入居者を選考しています。ひとり親世帯等の条件により当選確率を優遇します。		
令和元年度までの取り組み	公募型公開抽選により入居者を選考していますが、ひとり親家庭等に対して当選の確率が高くなるよう配慮しました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

3 障害児施策の充実

【事業番号37】

事業名	自閉症及び乳幼児の発達障害への対応	担当課	保健センター、障害福祉課 学校教育課、子育て支援課
事業内容	発達障害が疑われる児童に対し、家族支援や相談を実施しています。また、該当する児童生徒に対し、指導コーディネーターの派遣や心の教室相談事業など教育的支援を進めるとともに、発達障害の疑いのある乳幼児の子育て相談・ことばの相談・遊びの教室を実施します。		
令和元年度までの取り組み	・保健センターでの幼児健康診査で発達に心配のある児童に対し、臨床心理士等による相談を実施しました。その後も電話や訪問を行い、健診等により発達状況を把握し、必要に応じて子育て相談や児童発達支援事業所及び医療機関などの専門機関を紹介しました。 ・平成30年度より新たに療育支援コーディネーター事業を実施し、専門知識を持った臨床心理士により、障害のある子どもやその疑いのある児童、その家族等を含め、個々の発達状況や家庭状況にあった支援を行うため関係機関との連携、調整を図ることで療育の充実を目指し、必要に応じて児童発達支援等のサービスへつなげる取り組みを実施しました。 ・児童の状況に応じ、健やかに成長できる環境や最もふさわしい教育が受けられる場を考えていくため、就学相談を随時行うとともに就学のしおりを作成し、配布しました。		
今後の方向性	上記の取り組みを継続するとともに、充実した体制で事業が行えるよう、引き続き増加傾向にある発達障害児をもつ家庭への対応の充実を図ります。		

【事業番号38】

事業名	特別児童扶養手当の支給	担当課	障害福祉課
事業内容	心身に障害のある児童の監護又は養育している方を対象にした特別児童扶養手当の支給について、国・県の指針に基づき、特別児童扶養手当の適正な事務を実施します。		
令和元年度までの取り組み	心身に障害のある児童の監護又は養育している方を対象に特別児童扶養手当を県より支給しました。		
今後の方向性	今後も制度の周知を図るとともに、国・県の指針に基づき、適正な事務に努めます。		

【事業番号39】

事業名	身体障害児補装具給付事業の実施	担当課	障害福祉課
事業内容	身体に障害のある児童の日常生活を支援するため、車いすや補聴器等の補装具の支給及び修理を行い、健康の保持、生活の安定確保を図ります。国・県の指針に基づき、身体障害児の状況を踏まえながら、必要な補装具の給付を行います。		
令和元年度までの取り組み	身体障害児へ補装具の給付と修理を行い、健康の保持、生活の安定と福祉の増進を図りました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号40】

事業名	障害児日常生活用具給付事業の実施	担当課	障害福祉課
事業内容	在宅の障害児に対し、ネブライザー（吸入器）、たん吸引器、入浴補助用具や便器等の用具を給付し、日常生活における便宜と能率の向上を図ります。国・県の指針に基づくとともに、障害児の状況を踏まえながら、必要な日常生活用具の給付を行います。		
令和元年度までの取り組み	在宅の障害児へ日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図ることによって福祉の増進を図りました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号41】

事業名	障害児介護給付費及び障害児通所支援事業費等の支給	担当課	障害福祉課
事業内容	在宅の障害児が指定事業者等において、居宅介護、短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス等のサービスを受けたときに、その費用の一部を負担します。各種支援において日常生活及び社会生活に必要な援助、指導を実施します。		
令和元年度までの取り組み	障害福祉サービスを必要とする障害児に対し、ヘルパーによる身体介護を行う居宅介護の提供や、障害児の保護者の緊急時やレスパイトのための短期入所等を提供する支援を実施しました。また、障害児だけでなく、発達の遅れ等で障害の疑いのある児童に対しても、早急な療育を実施するために児童発達支援や放課後等デイサービスの提供を実施しました。 障害児やその家族が必要なサービスを利用していただくことで、個々の発達状況や家庭状況にあった支援を行い、また日常生活における介護負担の軽減が図れるよう支援しています。		
今後の方向性	上記取り組みを継続し、早期療育の実施や、家族等の介護負担等の軽減が図れるよう、必要な支援の提供に努めます。		

【事業番号42】

事業名	特別支援教育の推進	担当課	学校教育課
事業内容	「特別支援教育ガイドライン」に基づき、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるとともに、「特別支援教育支援員」の計画的な配置、「特別支援教育研修会」の開催による教職員の専門性の向上、情報の共有化、関係機関との連携による特別支援連携協議会の開催、巡回相談の実施、専門家チームの設置、教育支援委員会の開催等、特別支援教育の一層の充実に努めます。		
令和元年度までの取り組み	特別支援学級の適切な教育課程の編成と教育実践を図るとともに、特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めることにより特別支援教育の推進に努めました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

【事業番号43】

事業名	障害児の生活支援ネットワーク化の推進	担当課	障害福祉課、保健センター 子育て支援課、学校教育課
事業内容	母子保健・児童福祉・社会福祉関係、身体障害者と家族の会、心身障害児者親の会、障害者地域作業所等の協力を得て、障害児の在宅生活を支援する一環として、関係機関・団体との情報の共有化と連携強化を図り、サービスの効果的な運用とネットワーク化に努めます。		
令和元年度までの取り組み	・子育て支援課、障害福祉課、社会福祉課、保健センター等との間で連携を密にし、情報の共有化、サービスの効果的な運用を図りました。 ・長生郡市総合支援協議会療育作業部会にて関係機関との情報交換・ネットワーク化の推進を図りました。		
今後の方向性	上記取り組みを継続します。		

第6章 計画の推進

1 役割分担と連携

計画の推進にあたっては、すべての市民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。市民、地域、事業者をはじめ社会全体で子ども・子育てにかかわるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて市民へ本計画の周知を行っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、人と人とのふれあいや、様々な人たちとのかかわりが重要な要素であることから、NPO、地域団体などの各種関係団体と連携し、また市民みなさまのご協力を得ながら、施策を推進していきます。

2 進行管理

(1) 推進状況の点検・公表の方法

本計画は、子育て支援課を主管課に関係各課の協力により、毎年度、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取り組みに生かしていきます。

(2) 推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、市民に対して、市のホームページ等を活用して発表し、周知を図ります。

資料編

1 計画策定の経過

年月		主な議題												
平成 30 年	7 月	第 1 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) 平成 29 年度茂原市子ども・子育て支援事業計画による進捗状況について (2) (仮称) 南部・北部認定こども園の募集結果について (3) 平成 30 年度待機児童数について (4) 高師保育園の認定こども園への移行について												
	11 月	第 2 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) (仮称) 南部・北部認定こども園 再募集の概要(案)について (2) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について												
	12 月	子育て支援に関するニーズ調査 市内の未就学児の保護者 900 世帯、在宅児の保護者 300 世帯、小学生の保護者 800 世帯を住民基本台帳から無作為抽出し、アンケート調査を実施												
平成 31 年	1 月 ～ 3 月	子育て支援に関するニーズ調査の集計・分析 <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象</th><th>有効回収数</th><th>有効回収率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未就学児</td><td>779</td><td>86.6%</td></tr> <tr> <td>在宅児</td><td>154</td><td>51.3%</td></tr> <tr> <td>小学生</td><td>700</td><td>87.5%</td></tr> </tbody> </table>	調査対象	有効回収数	有効回収率	未就学児	779	86.6%	在宅児	154	51.3%	小学生	700	87.5%
調査対象	有効回収数	有効回収率												
未就学児	779	86.6%												
在宅児	154	51.3%												
小学生	700	87.5%												
令和元年	6 月	第 1 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) 平成 30 年度茂原市子ども・子育て支援事業計画による進捗状況について (2) (仮称) 北部認定こども園運営事業者の募集結果及び(仮称) 南部認定こども園の整備方針(案)について (3) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の集計結果について (4) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について												
	7 月	第 2 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) (仮称) 茂原市北部認定こども園に係る協定書(案)について【報告】 (2) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画策定における量の見込みと確保方策の検討について												
	8 月	第 3 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) (仮称) 茂原市南部認定こども園 再募集の概要(案)について (2) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画策定における量の見込みと確保方策について(修正案)												
	9 月	第 4 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画の素案について												

年月		主な議題
令和元年	10 月	第 1 回茂原市子ども・子育て支援事業計画庁内策定推進会議 (1) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画の素案について
	11 月	第 5 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画の素案について【報告】
	12 月 ～ 1 月	第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画の素案に関するパブリックコメントの実施（令和元年 12 月 2 日～令和 2 年 1 月 10 日）
令和 2 年	1 月	第 2 回茂原市子ども・子育て支援事業計画庁内策定推進会議 (1) 子ども・子育て支援サービスの見込量と確保方策の修正について (2) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの募集結果について
	2 月	第 6 回 茂原市子ども・子育て審議会 (1) エンゼル幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行について (2) 第 2 期茂原市子ども・子育て支援事業計画に係るパブリックコメントの募集結果について (3) (仮称) 南部認定こども園運営事業者の募集結果について【報告】

2 茂原市子ども・子育て審議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、茂原市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て当事者（市内に住所を有する者で、公募に応募したものに限る。）
- (5) 子育て支援当事者
- (6) 事業主を代表する者
- (7) 労働者を代表する者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関においてこれを処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(最初に委嘱又は任命される委員の任期)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の既定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 茂原市子ども・子育て審議会委員名簿

	選出区分	所属団体	役職・氏名等
1	学識経験者	茂原市社会教育委員	委員長 中山 清志
2	教育関係者	茂原市校長会	茂原市立東中学校 校長 田中 弘樹
3		茂原市 PTA 連合会	会長 森 雅之
4		茂原市青少年相談員連絡協議会	会長 齊田 まゆみ
5		私立幼稚園代表	もばら幼稚園 園長 片柳 君代
6	保育関係者	私立保育園代表	社会福祉法人茂原高師保育園 理事長 篠田 哲寿
7	子育て当事者関係者	一般公募	長島 亜由子
8		一般公募	佐藤 健太
9	子育て支援当事者	民間学童クラブ指導者	萩原学童クラブ 佐野 明日香
10		茂原市民生委員児童委員協議会	児童対策問題研究部会 部会長 平井 きよみ
11	事業主代表	市内企業	TOTO ハイリビング株式会社 総務部長 小枝 幹弘
12	労働者代表	市内企業従事者代表	連合千葉外房地域協議会 長生茂原地区連絡会 事務局長 松岡 賢太
13	特に市長が必要と認めるもの	茂原商工会議所	事務局次長 河野 万由美
14		茂原市社会福祉協議会	会長 鬼島 義昭
15		長生健康福祉センター	地域保健福祉課長 加藤木 好美
16		千葉県東上総児童相談所	所長 萱原 里香
17		茂原市長生郡医師会	志鎌医院 院長 田丸 清恵
18		健康管理課（保健師）	荒谷 康子

第2期茂原市子ども・子育て支援事業計画

発 行：茂原市 福祉部 子育て支援課

発行年月日：令和2年3月

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

TEL：0475-20-1573 FAX：0475-20-1610

市ホームページ：<http://www.city.mobara.chiba.jp/>

